

令和8年2月17日

不適切な事務処理についての内部調査 調査報告

不適切な事務処理についての内部調査チーム

リーダー 危機管理監 藤原 眞琴

メンバー 市民生活部長 福田 吉晴

健康福祉部長 山路 英利

建設部長 大崎 聡

【目次】

1	調査概要等.....	1
	(1) 調査に至る経緯.....	1
	(2) 内部通報及び議会質疑における指摘内容等.....	1
	(3) 内部通報及び議会質疑における指摘の対象となった事案の概要.....	2
	(4) 調査対象.....	3
	(5) 調査方法.....	4
	(6) 調査体制.....	4
	(7) 調査期間.....	4
	(8) 調査の前提条件.....	5
2	調査結果.....	5
	(1) 調査報告の位置づけ.....	5
	(2) 調査実績.....	5
	(3) 調査結果.....	6
3	課題整理・原因分析.....	10
4	再発防止策等.....	11
	(1) 未払い金への対応.....	11
	(2) 架空事業に係る対応.....	11
	(3) 「恋しき」の管理運営に関する対応.....	11
	(4) 議会への説明.....	11
	(5) 市民及び職員への説明.....	11
その他		
別添1	小中教育全国サミットレセプション開催について.....	12
別添2	未払い案件について.....	14
別添3	週休日等の旅費の支給について.....	17
別添4	「恋しき」における出店及び管理運営について.....	19
資料1	財務処理調査.....	別紙

1 調査概要等

(1) 調査に至る経緯

この調査報告を行っている「不適切な事務処理についての内部調査チーム」（以下「調査チーム」という。）による調査（以下「本調査」という。）が開始されるまでの経過について、令和7年8月25日に、本市職員から、下記の1（2）アに記載している内容の内部通報があり、また、令和7年第3回（9月）府中市議会定例会では、議案第68号「令和6年度府中市一般会計決算認定について」等の質疑等において、下記の1（2）イに記載している内容の質疑が行われ、当該議案が不認定となった。

定例会閉会后も、10月24日の建設産業委員会で質疑等が行われる中で、市長から、元職員による不適切な事務・支払処理等についての報告及び調査チーム設置の表明があり、これを受けて、11月4日に調査チームが設置され、調査を開始するに至った。

令和7年	8月25日	内部通報
	9月11日	令和7年第3回（9月）府中市議会定例会 ・決算特別委員会 建設産業分科会での質疑
	17日	同上
	19日	令和7年第3回（9月）府中市議会定例会最終日 ・決算不認定
	10月23日	議員全員協議会での説明
	10月24日	府中市議会 建設産業委員会での質疑 ・調査チーム設置の表明
	11月 4日	調査チーム設置
	12月22日	中間報告
令和8年	2月17日	調査報告

(2) 内部通報及び議会質疑における指摘内容等

令和7年8月25日の内部通報における指摘内容及び令和7年第3回（9月）府中市議会定例会等における質疑内容は次のとおり。

ア 内部通報

(ア) 対象

- 食の推進に関する事業に関する事案
- 「恋しき」の保存活用及び管理運営に関する事案
- 「恋しき」における出店に関する事案

(イ) 指摘内容

- 不適切な事務処理

元職員による、契約事務、業務実施、予算執行、旅費等に係る不適切な事務

処理

- ・ 架空の業務委託
 - ・ 任意の事業及び任意の金額による業務実施
 - ・ 事後の事務処理の指示
 - ・ 未払い金請求の発生
 - ・ 不要な旅費の受給
 - ・ 出店に係る市と出店者の関係
- 組織的な問題点
上記の不適切な事務処理の承認、支援

イ 議会質疑

「令和6年度府中市一般会計決算認定について」等における質疑

(ア) 対象

- 食の推進に関する事業に関する事案
- 「恋しき」の保存活用及び管理運営に関する事案
- 「恋しき」における出店に関する事案

(イ) 質疑内容

- 不適切な事務処理
契約事務、業務実施、予算執行、旅費等に係る不適切な事務処理
 - ・ 備品・消耗品の購入に係る事務処理
 - ・ 業務等の執行に係る流用
 - ・ 週休日等の旅費の支給に係る正当性
 - ・ 観光協会への委託内容等
 - ・ 全体計画の不備 等
- 組織的な問題点
上記の事務処理に係る組織としての関与

(3) 内部通報及び議会質疑における指摘の対象となった事案の概要

内部通報及び議会質疑における指摘の対象となった「食の推進に関する事業」及び「恋しき」の保存活用及び管理運営」等の概要は次のとおり。

○ 食の推進に関する事業

本市の観光振興について、多くの観光客は旅行先の食に期待し、観光地選びの大きなファクターとなるという認識のもと、令和5年の広島サミットで多くの訪問者が見込まれることを踏まえ、これを契機として、有名料理人等の協力のもとで食に係る取り組みを強化し、食の魅力による府中市への誘客を目的として事業が実施されてきた。

本事業は、令和4年第5回（9月）府中市議会定例会に新規事業として補正予算が提出、承認され、府中市の産品の販路拡大を図るとともに、交流人口・関係人口の創出や拡大を目指す取り組みが行われてきた。具体的な取り組みとしては、有名料理人による府中市産の地元食材を活用した料理の提供、地元食材を活かした新商品の開発、他団体との連携企画などが、「恋しき」をはじめ、市内の「道の駅」及び学校の他、東京などで幅広く行われている。

○ 「恋しき」の保存活用及び管理運営

「恋しき」は、明治5年に料亭旅館として創業された歴史ある建物であり、老朽化が進んで閉館した後、民間での管理を経て、令和2年10月に府中市に譲渡され、市は、歴史的建造物である「恋しき」の長寿命化を図りながら、「恋しき活用検討委員会」を設置し、その答申を踏まえて、料亭の再興をめざすこととなった。

これを受けて、令和4年度から恋しきの主屋、塀、離れなど老朽化した箇所を修繕し、修繕に加え、料亭としての再出発に必要な備品類の整備を実施してきた。これにより、建物の活用へ向けた基盤が構築され、令和6年度からは、本格的な「恋しきの活用」に向けた取り組みが開始されたものである。

また、令和6年度からは、管理運営についても、恋しきを府中市の誇れる施設として維持するため、施設や庭の管理・手入れ、サービスの強化・充実を推進することとなった。

○ 「恋しき」における出店

「府中市恋しき設置及び管理条例」において、当該施設における事業の一つとして「貸店舗及び貸室に関すること」を行うこととしており、これに基づき、飲食店が出店している。

（4）調査対象

上記1（2）における指摘の対象となった事案に係る事業等が実施された令和6年度及び令和5年度予算のうち、下記に記載の費目を調査対象とした。

また、調査過程において、調査対象に関連する令和4年度及び令和7年度における業務の推進状況等についても調査を行った。

ア 上記「1（2）内部通報及び議会質疑における指摘内容等」で指摘のあった事業等

（ア）令和6年度予算

7款 商工費 1項 商工費 3目 観光費のうち、

【恋しき保存活用事業に要する経費】

- ・恋しき施設管理運営委託料
- ・食の魅力発信事業委託料
- ・普通旅費

- ・消耗品費
- ・備品費
- ・営繕工事費

【観光宣伝に要する経費】

- ・普通旅費
- ・観光まちおこし事業補助金

(イ) 令和5年度予算

7款 商工費 1項 商工費 3目 観光費のうち、

【恋しき保存活用事業に要する経費】

- ・食の魅力発信事業委託料
- ・普通旅費
- ・消耗品費
- ・営繕工事費

【観光宣伝に要する経費】

- ・普通旅費
- ・観光まちおこし事業補助金

【観光施設に要する経費】

- ・恋しき施設管理運営委託料

イ 調査過程で新たに調査が必要と認められた事業等

令和4年度及び令和7年度における、上記アに関連する業務

(5) 調査方法

以下の方法により調査を実施した。

- ア 会計記録・起案文書等の調査
- イ 関係者へのヒアリング
- ウ 現地調査

(6) 調査体制

本調査の調査体制は、調査対象に係る事務処理に関係していない部長級職員で構成されている。

(メンバー)

藤原危機管理監、福田市民生活部長、山路健康福祉部長、大崎建設部長

(7) 調査期間

令和7年11月4日から令和8年2月16日まで

(8) 調査の前提条件

ア 目的による制約

本調査は、上記の調査対象に関する調査、原因の分析並びに再発防止策の提言を目的としており、本市における事務の不正や不適切な行為を網羅的に調査するものではない。また、一般社団法人府中市観光協会（以下「観光協会」という。）において行われている事業については、直接的な調査の対象外である。

なお、本調査は、「食の推進に関する事業」、「恋しき」の保存活用及び管理運営」等に関する事案に係る不適切な事務処理についての事実確認、課題整理、原因究明等のために行われているものであり、調査チームは第三者に対して責任を負うものではない。

イ 任意調査の限界

本調査は、搜索・差押え等の強制的な手段や、法的な制裁を行うことができる公的捜査機関とは異なり、関係者の任意の協力に基づくものである。そのため、調査の実施に際しては、その協力の度合いにより、影響を受けるものである。

また、任意調査という性質上、ヒアリングの内容や調査対象資料に関して、その真偽、完全性及び網羅性等については、確認する手段が限定されている。

ウ ヒアリングの限界

本調査において関係者へのヒアリングを実施したが、一部の関係者については、病氣療養等により、ヒアリングを実施できなかった。

また、ヒアリングは対象者の記憶による部分が多く、調査対象となった事業等が実施されてから相当な期間が経過している中で、具体的な時期や内容等が特定できないものがあつた。

2 調査結果

(1) 調査報告の位置づけ

本調査は、当初、弁護士と連携して調査を実施していくこととしていたが、弁護士選任の過程において、先方から、「調査業務を受託するのであれば、調査チームとは別に、独立して調査を行うべきである」との指摘があり、これを踏まえて、弁護士による第三者調査にかかわらず、調査チームとしての報告を行うものである。

(2) 調査実績

ア 文書・会計記録の調査

調査対象とした事業等（141件）について、財務処理調査を実施した。

その上で、疑義のある事業等（95件）について、制度所管課への根拠規定等の確認並びに事業実施及び事後処理の有無などのファクトチェックを行った。

イ 関係者へのヒアリング

令和7年11月19日から令和8年2月5日までの間において、関係者23人に対し、延べ39回のヒアリングを実施した。

ウ 現地調査

調査対象とした事業等において、納入された物品や実施業務の確認を行うため、現地での調査を実施した。

(3) 調査結果

ア 概要

(ア) 全体概要

- 本市の観光振興に係る、「食の推進」及び「「恋しき」保存活用及び管理運営」等の事案において、全体統括を担う元職員の主導により事業が推進される中で、観光ブランド課（令和5年度は観光・地域ブランド推進課（以下「観光所管課」という。））はもとより、関係部局等との十分な連携が行なわれず、イベント等の内容及び実施決定から日程調整、事業費決定に至るまでを元職員が判断し、具体的な内容等の情報が所属職員等に共有されないまま、事業等が進められていた。
- そうした中、契約事務、業務実施、予算執行等を、組織として管理ができておらず、下記2（3）イに記載の架空の業務委託、事後の事務処理、繰越明許費の流用等が行われ、事業者から未払い金の請求が行われるに至っている。
- また、こうした状況に至るまでに、関係職員から、事務処理に係る具体的な指摘や、情報が共有されない中での業務実施等についての相談があったにもかかわらず、それを是正していくという対応が取られなかった。

(イ) 各事案の概要

○ 「食の推進に関する事業」に関する事案

当該事業の推進に係るほとんどの業務において、企画、業者選定、契約額等の決定が元職員の判断で、それぞれの事業実施に係る情報が所属職員等に十分に共有されず、役割分担や責任の所在が曖昧なまま業務が行われていた。

そうした中で、事業実施に係る事務処理について、事業終了後に職員に書類一式が渡され、処理が行われていた。また、事業者の一部に対しては業務内容や契約金額が口頭で伝えられ、その内容も不十分であったため、実際の業務実施と、業務内容や契約金額に齟齬が生じ、事業者からの未払い金の請求が発生している。

さらに、他の業務の支払いの不足が架空の業務委託による処理で行われていた。

- 「恋しき」の保存活用及び管理運営に関する事案
全体統括を担う元職員の主導により、具体的な内容等の情報が所属職員等に十分に共有されないまま事業が進められる中、「食の推進に関する事業」に関する事案と同様に、業務の事後処理が行われ、事業者からの未払金の請求が発生している。このほか、当該事案では備品・消耗品の購入に係る繰越明許費の流用が行われていた。
- 「恋しき」における出店に関する事案
全体統括を担う元職員の主導により進められる中で、全体スキームをはじめとして、事業主体や市の関与などの情報が共有されないまま、店舗の運営や施設の管理運営が行われていた。

イ 内部通報及び議会質疑における指摘についての検証結果

内部通報や議会質疑における指摘に係る検証結果は次のとおり。

(ア) 不適切な事務処理

- 架空の業務委託
「（一社）日本ホテル協会令和6年度秋季通常総会における府中市産品出展事業」は架空事業であり、当該事業費で他の業務の不足分を補填していた（公表済）。
当該事業についての詳細は別添1のとおり。
なお、架空事業は他には確認されなかった。
- 任意の事業及び任意の金額による業務実施
財務処理調査やヒアリングを踏まえると、後述する事後の事務処理を行った業務の多くで、元職員の判断により、企画、業者選定、契約額等の決定が行われていた。
- 事後の事務処理の指示
財務処理調査やヒアリングを踏まえると、調査対象となった業務のうち、39件（後述する備品・消耗品の購入に係る7件を含む。）について、業務内容の決定、仕様書の作成などの、本来、事業実施前にされるべき事務処理手順が遵守されず、元職員の指示による事後の処理であった。
該当事業は資料1「財務処理調査（最終報告）」のとおり。
- 未払い金請求の発生
2社から、次の業務について未払い金の請求があった。
(A社)
恋しき料亭再生事業オープニング業務
広島県市長会懇親会
恋しき落語会

(B社)

恋しき落語会

詳細は別添2のとおり。

○ 不要な旅費の受給

次項に記載の週休日等の旅費の支給に関するものを除いて、自宅からの直行直帰に係る旅費の過支給や、他の経費への計上に係る重複支給に該当すると認められるものは確認されなかった。

詳細は資料1「財務処理調査(最終報告)」(4～7ページ)のとおり。

○ 週休日等の旅費の支給に係る正当性

「恋しき」における出店が「貸店舗及び貸室」として行われている中で、その必要性の是非については、ヒアリングでの各者の認識が異なっていた。

また、この業務に係る旅費の支給について、本調査では、旅行の事実を確認して適切であったと判断できるまでに至っていない。

詳細は、別添3のとおり。

なお、その支払いに係る事務処理において、6か月分がまとめて処理されたものがあり、不適切である。

○ 出店に係る市と出店者の関係

令和6年第2回(3月)市議会定例会の3月5日に開かれた予算特別委員会での答弁で、「出店者がテナントとして、市が大家である」旨の答弁がおこなわれていたが、実際には、市と出店者の間に別の事業者が介在していた。なお、当該事業者は、これ以外に「恋しき」の施設管理業務等を受託している。

当該事業者との関係に係る詳細は、別添4のとおり。

○ 備品・消耗品の購入に係る事務処理

「「そ恋しき」食器購入」1件、及び「恋しき用家具購入」6件(「財務処理調査(最終報告)」9ページ及び12ページ)については、事後で事務処理が行われていた。

このうち、「「そ恋しき」食器購入」については、財務処理調査やヒアリングを踏まえると、令和5年度中に食器が納入され、令和6年度になって事務処理が行われていると思料される。

○ 業務等の執行に係る流用

前述の7件の業務について、令和5年度から令和6年度へ繰り越した繰越明許費の流用により実施されていた。

歳出予算を繰り越す場合には、繰越しをする事由があつて繰越しをするものであり、その目的に反しないように予算の執行をしなければならない。

これらの流用は、工事請負費からの流用であり、工事に必要な建具、器具であればその目的に反しない範囲と解釈できるが、食器・家具の購入については、目的を逸脱した不適切な予算の執行である。

なお、流用元の工事請負費の予算の財源としては過疎債を予定していたが、流用が行われる際に、過疎債の対象から除外する整理がおこなわれている。

○ 観光協会への委託内容等

ヒアリング等を踏まえると、元職員の主導により、具体的な内容等の情報が所属職員等に共有されないまま、委託等が行われていた。

○ 全体計画の不備

各事案を推進するための全体計画として共有されていたと認識できる資料等は確認できなかった。

○ その他

・恋しき管理運営業務の再委託に係る手続きについて

中間報告で指摘した当該再委託については、ヒアリング等の結果、協議先である元職員からの紹介によるものであった。このことから、手続きについての書類は確認できなかったが、市側の指示のもとで再委託が行われていたものと思料される。

・職員の心理的な負担について

ヒアリングにおいて、パワーハラスメントであると指摘できるまでの具体的な事実確認には至らなかったが、多くの職員から、本調査に係る事案に関わることについて、相当な心理的負担があったとの話があった。

また、声を挙げても回答が得られないことや、経過の説明などが無い中での一方的な指示などで、組織に対して不信感や閉塞感をもっていると感じられた。

(イ) 組織的な問題点

本調査に係る事案についての全体的な計画の整理・共有が行われておらず、契約事務、業務実施、予算執行等の業務全体を組織として管理できていなかった。

また、現在の状況に至るまでには、情報が共有されない状況での業務実施等についての相談や、事後の事務処理及び繰越明許費の流用等についての具体的な指摘が行われており、是正する機会があったにもかかわらず、適切な対応が取られなかった。

3 課題整理・原因分析

今回の事案における不適切な事務処理が発生した背景には、計画の立案から事業実施に至るまでの過程で、組織全体での連携や情報共有が十分に行われなかったことが主な原因と考えられる。

特に、元職員が観光所管課や関係部局との十分な連携を行わず、自身の個人的な人脈を活用してイベント会社に企画を持ち込む形で進行した点も問題として挙げられる。元職員が価格交渉、日程調整、イベント実施決定に至るまで一人で判断・遂行していたことが確認されており、その結果、必要な書類の作成や手続きにおいて通常の事務処理手順が守られず、契約書や請求書の作成が事後的に行われるなど、適正さを欠いた処理が発生した。

しかし、問題の根本的な原因は、事業の進め方について疑問を呈する意見があったにもかかわらず、元職員の見識や知識を優先した結果、組織全体のガバナンスが欠如した点にある。これにより、組織として問題を未然に防ぐ機会を活かせず、事態の拡大を招いたと考えられる。

また、問題発覚後の対応においても、内部通報を受けた後の公表可否の判断が遅れ、事実関係の確認や整理が迅速に進まず、時間を浪費する結果となった。この時点で課題と対応方針を令和7年第3回（9月）市議会定例会等において速やかに示すべきであったが、それが実施されなかったことも課題として指摘される。事業を政策的に進めるのであれば、情報を公表し、議会や関係者の理解を得ながら進めるべきであり、議会で指摘されるまで問題が顕在化しなかった点は大きな反省点と捉える必要がある。

今回の事案は、組織全体の構造的な問題に起因しており、再発防止の取り組みは職員個人に対する対策に留めず、組織全体の仕組みを改善することに重点を置くべきである。具体的には、事業遂行における計画段階からの連携強化、役割分担の明確化、事務手続きの徹底を図るとともに、ガバナンスの強化や規範意識向上を推進する必要がある。また、問題発覚後の対応については、速やかに事実確認・整理を行い、情報を公表しながら課題と対応方針を示せる体制を整えることが求められる。

今回の事案を契機に、組織全体でガバナンス体制を再構築し、規範意識を徹底することで、再発防止と業務の適正化に向けた取り組みを進めるべきである。

そうした課題を整理した上で、本調査で検証を行った不適切な事務処理等は、制度上の不備や業務実施上のミスにより発生したのではなく、次に掲げる3点が、その主な原因として指摘される。

(1) 市長をトップとした組織のガバナンスの欠如

市の重要施策の一つである観光振興について、管理監督を行うべき立場の者が、その推進を元職員に委ね、全体計画や進捗管理等の確認を疎かにし、また、指摘や相談による是正の機会を看過していた。さらに、その対応においても、内部通報から議会での質疑を経て調査チームが設置されるまでの相当の期間、事実関係の確認・整理の

指示や公表の可否の判断が行われず、市長をトップとして構築されるべき組織のガバナンスが機能していなかった。

(2) 管理監督を行う者のコンプライアンスの欠如

法令遵守や規範意識の徹底を率先して実践すべき職責にある者が、そうしたことを軽視し、予算確保から契約締結、業務実施、支払いに至るまでの各場面で、架空の業務委託や、事後の事務処理、繰越明許費の流用等、基本的なルールを逸脱した対応を行っていた。

(3) 情報共有・連携の欠如

上記(1)及び(2)の状況のもとで、計画立案から事業実施に至るまで、十分な情報共有や連携が行われない中で、状況が的確に把握されず、責任の所在をはじめとした役割分担が曖昧となっていた。

4 再発防止策等

本調査で検証を行った不適切な事務処理等の原因は、制度上の欠陥やチェック体制の不備によるものではないことから、法規等の新設や修正で対応できるものではない。

また、一方的な指示で対応せざるを得ず、かつ疑義を感じながらの対応となっていたことから、単に「風通しのいい職場環境づくり」を論じれば改善するというものでもない。

今後は、こうしたことが再び起こらないよう、原因として指摘したガバナンス及びコンプライアンスについて、指導監督を行う者が自覚を持ち、職責に応じた適切な対応を取ることが求められる。

その上で、以下の項目については、速やかに対応すべきである。

(1) 未払い金への対応

市としての対応方針を整理し、請求を行っている事業者へ説明を行うべきではないか。

(2) 架空事業に係る対応

架空事業について、市としての対応を整理するべきではないか。

(3) 「恋しき」の管理運営に関する対応

観光協会との関係を含めて事業スキームを整理し、そのスキームに係る関係者で共有するべきではないか。

(4) 議会への説明

決算不認定から5か月以上が経過している中で、市としての対応を報告するべきではないか。

(5) 市民及び職員への説明

同様に、市民や職員に対しても、市としての説明責任を果たすべきではないか。

以上

小中一貫教育全国サミットレセプション開催について

1 概要

令和6年9月27日、府中市において「小中一貫教育全国サミット」が開催され、その関連行事としてレセプションが100人規模で行われた。レセプションの参加者からは1人当たり7,000円の参加費を徴収したが、実際には、レセプションの経費は、1人当たり12,000円程度かかっており、その差額分については「(一社)日本ホテル協会令和6年度秋季通常総会」に関連する業務として支出されていた。

本件について、1人当たり7,000円でレセプションを開催することが難しいという認識は、レセプションの実行委員会事務局である府中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と元職員の双方で共有されていたものの、参加者負担の700,000円を超える差額の処理に関する認識については両者で異なっていた。

以下に経過及びヒアリングの内容を示す。

2 経過

「小中一貫教育全国サミット」を府中市で開催するにあたり、参加者が全国から府中に来訪することから、参加者により良いおもてなしをし、あわせて本市のPRに向けた良い機会になるという認識のもと、令和6年8月に、元職員から、差額を「食の魅力発信事業」として支出可能との提案があり、教育委員会は参加者に会費7,000円の旨を通知した。9月には、元職員が教育委員会に対し、「差額分はこちらで負担する」と説明。

結果として、教育委員会は業者に参加費分の700,000円を支払い、残額については架空事業である「(一社)日本ホテル協会令和6年度秋季通常総会における府中市産品出展事業」(479,500円)としての処理及び元職員個人の支払い(30,378円)で対応していた。

3 ヒアリングの内容

【架空事業について】

(元職員)

当初は「食の魅力発信事業」として差額を負担するつもりだったが、観光ブランド課から「当課から支出するのはおかしいのではないか」と指摘された。その後支払いに苦慮していたが、直近で福山市において「(一社)日本ホテル協会令和6年度秋季通常総会」が開催され、府中市産品も提供されることを知り、この総会の名目で処理した。この総会に係る府中市が支払うべき費用は発生しておらず、支払事務については不適切な処理となった。業者側との調整は1人で行い、請書や請求書等の書類作成も自ら行った。

【差額の処理に関する認識】

(元職員)

教育委員会から差額の負担について相談を受け、観光ブランド課予算を活用する方法を提案したものである。

(教育委員会)

レセプションの予算として1人7,000円で進めており、差額分の負担や支払い処理については元職員の提案により食の推進事業において対応してもらえると認識していた。差額分については、教育委員会としては関知していない。

4 課題整理

本案件については、架空事業のほか、差額の処理についての認識の相違はあるものの、情報共有や連携が十分に行われず、責任の所在や役割分担が曖昧となり、全体の状況を誰も把握していなかったことも課題として指摘される。

さらに、法令遵守や規範意識の徹底を率先して実践すべき職責にある職員が、自己負担により支払いの処理を行うなど、基本的なルールを逸脱した対応を行っていた。

未払い案件について

1 概要

令和7年7月31日付け（8月12日收受）で、A社より、前年度までの未払い分の委託料についての請求があった。請求の内訳は、Ⅰ「恋しき料亭再生事業オープニング業務」（令和5年度、3,737,446円）、Ⅱ「広島県市長会懇親会」（令和6年度、118,363円）、Ⅲ「恋しき落語会」（令和6年度、270,000円）に係るものである。なお、Ⅲ「恋しき落語会」についてはB社からも未払いの請求（194,700円）がある状況である。

それぞれの案件に関する経過について以下に示すが、Ⅰ「恋しき料亭再生事業オープニング業務」及びⅡ「広島県市長会懇親会」については、元職員と相手方（ⅠについてはA社、Ⅱについては所管課である企画財政課（当時は、政策企画課））との間で認識の相違が見られる。そのため、両者の意見を交えた形で事案の経過及び市としての対応等を記載する。

2 各案件に係る経過及び市としての対応等

Ⅰ「恋しき料亭再生事業オープニング業務」（令和5年度）

(1) 経過

府中市の施設である「恋しき」を活用し、「食」の魅力をテーマにし、料亭を誘致する等の新しいプロジェクトが始まった。

当該プロジェクトのオープニング事業に関して、元職員が以前から面識のあったA社に業務を依頼し、A社から「恋しきオープニング事業費」として8,203,591円の見積書が提出されたが、元職員との交渉により、執行可能な予算額である4,180,000円で契約が締結された。この際、当初の見積額と契約金額との差額について認識の相違が生じている。

(2) 認識の相違

(A社)

A社は、契約締結の前に、元職員から「執行可能な予算は4,180,000円であり、この金額で契約してほしい。差額分については、別の委託料で調整する。」との説明を受けたうえで契約したとしている。その後も差額分の支払いを求める問い合わせを続けたが、元職員からは「後日支払う。」、最終的には「令和7年5月末までに必ず支払う。」と回答されたものの、実際には未払いとなっているとの認識を示している。

(元職員)

元職員は、当初提出された見積金額について「オープニング事業と料亭再生事業を合わせた金額」と認識しており、さらに、令和6年度の「恋しき施設活用企画PR業務」の中で、未払い分の調整を行ったとの認識を示している。

(3) 市としての対応等

上記のとおり、両者の認識は異なっているが、事業者から業務の実施に係る請求が行われていることは事実であり、市としての対応を整理し、事業者への説明を行うべきである。

また、本件についても、情報共有や連携が十分に行われず、責任の所在や役割分担が曖昧となり、全体の状況を誰も把握していなかったことが課題として指摘される。

Ⅱ「広島県市長会懇親会」(令和6年度)

(1) 経過

令和6年8月26日、府中市において広島県市長会が開催され、その懇親会が恋しきにおいて行われた。広島県市長会からは首長1人当たり10,000円の飲食代が支払われているが、懇親会全体の経費との差額分について、令和7年度に未払い分の請求書がA社から市に提出されたため、未払いの事実が判明した。

この未払い分について、令和6年度市長会監事であった企画財政課(当時は政策企画課)と元職員との間で認識が相違している。

(2) 認識の相違

(企画財政課)

懇親会について、広島県市長会から1人当たり10,000円が負担され、恋しきで開催することは、市長合意のもと進められたものである。市長会からの負担金以外の経費については、元職員の対応により支出するという整理がされていたと認識している。政策企画課は、市長会からの負担金の支払い事務を行い、請求書は市長会分と市負担分に分けられていたと認識している。

(元職員)

市長会からの負担金だけでは、開催費用を賄えないという説明は受けていたと認識しているものの、未払い分についての具体的な対応は進めていなかった。

(3) 市としての対応等

上記のとおり、両者の認識は異なっているが、A社から業務の実施に係る請求が行われていることは事実であり、市としての対応を整理し、A社への説明を行うべきである。

また、本件についても、情報共有や連携が十分に行われず、責任の所在や役割分担が曖昧となり、全体の状況を誰も把握していなかったことが課題として指摘される。

Ⅲ「恋しき落語会」(令和6年度)

(1) 経過

令和6年7月14日、恋しきにおいて、観光協会と府中市が主催する「恋しき落語会」(料金8,000円、定員50名)が開催された。

チケット販売は両者で行われ、料金は全額観光協会の収入として計上され、その収入を落語家の出演料等として観光協会が支払っている。

令和7年度に未払い分の請求書がA社から市に提出されたため、未払いの事実が判明した。請求内容は、観光協会が支払った内容以外の、落語会全体の運営に係る経費に対するものであるが、市には当該事業に関する契約書類が一切存在していない状況である。

さらに、本事業は「伝統文化」「食」を楽しむ内容であり、落語を鑑賞した後、弁当を提供する企画となっていたが、この弁当代についてもB社に対する未払いが生じている。観光協会にヒアリングを行ったところ、出演料以外の費用は市が負担する認識であったという。

請求者は、弁当調達を含む業務について受注した認識であり、弁当を作ったB社に対して、「落語会の弁当代原価は府中市から支払い予定」とする書面を提出している。一方で、元職員も観光協会の認識に一致しており、市が負担する内容であることは認識していたが、支払いは完了していると誤認していた。

(2) 市としての対応等

本件についても、事業者から業務の実施に係る請求が行われており、市としての対応を整理し、事業者への説明を行うべきである。

また、情報共有や連携が十分に行われず、責任の所在や役割分担が曖昧となり、全体の状況を誰も把握していなかったことも課題として指摘される。

週休日等の旅費の支給について

1 概要

令和6年度において、恋しきの料亭運営に係る料理人の送迎について、旅費の特例（府中市旅費条例第21条）を適用し、元職員が送迎を行った場合に旅費を支給している。

料亭運営は、貸館事業の一つであるが、政策的判断として、元職員が料理人を送迎することを認め、業務として旅費の支給を行うこととしたもの。元職員が料理人を送迎できない場合には、料理人は公共交通（JR、高速バス）を利用し、その交通費については、「そ恋しき」を運営するA社が料理人に交通費を支給している。その際に、恋しきから公共交通出発点（駅）までのタクシー代については、市がタクシー事業者へ支払っている。

2 議会等での指摘事項

(1) 元職員による料理人の送迎

あくまで貸館事業となるため、市からの支援はないものとも考えられる中で、元職員が、業務として料理人を送迎することについての是非。

(2) 旅費支給額

料理人のタクシー代として市が支出しているが、元職員による送迎と重複している可能性があるのではないか。

3 検証結果

(1) 元職員による料理人の送迎

当該業務は、政策的判断として、元職員が料理人を送迎すること認めたものであるが、送迎の必要性について、元職員とA社において認識の相違が生じている。

(元職員)

料理人は送迎に関し、注文をつける人ではないが、不便な公共交通を利用させるのは失礼にあたるという認識であった。また、議会では、高齢であり荷物も多く、料亭の営業時間に合う時刻の便が少ないとの答弁も行っている。

(A社)

安全面を配慮し、元職員には、自家用車での送迎でなく、交通費は自社で支給するため公共交通で移動させることを要望していたが、回答は得られなかったとのことであった。

(2) 旅費支給額

元職員の旅行回議書報告書による送迎日数とA社が料理人の請求に基づき旅費を支払った日数の合計日数が、料亭の営業日数（日・祝に限る。）と一致していなかった。なお、A社が保有している料理人からの請求には、移動日若しくはチケット購入日が

記載されている。

元職員によると、オープン開始直後は、特に仕込みや準備のため営業日以外にも送迎していたとのこと（土曜日は仕込み、営業日のための準備）。また、往路復路どちらかの送迎もあったとのことであった。

人事課に旅費について照会を行ったところ、①片道送迎の場合は、特例として認めている 1 日当たりの旅費は満額支給されない、②料亭運営以外の事業においても、送迎者及び送迎方法が同一であれば支給されるという旨の回答があった。

E T C利用照会サービス等による高速道路利用日時の確認は、調査チームにこの調査を行う権限はないため、確認には至っていない。

「恋しき」における出店及び管理運営について

1 概要

「恋しき」では、府中市が進める恋しき再生事業の一環として、施設の活用と食の魅力発信を目的に様々な事業が実施されてきたが、その中で、A社が事業運営や施設管理等を担っており、以下のような業務を行っていた。

- 「恋しき」に関する業務の受託
 - ・恋しき料亭再生事業オープニング業務（令和5年度）
 - ・恋しき施設活用企画PR業務（令和6年度）
- 「恋しき」での店舗の運営
 - ・貸館事業の借り手として、施設利用料を支払いながら料亭を営業。
- 「恋しき」の施設管理業務
 - ・恋しき施設の管理運営業務を観光協会から再委託され、施設管理を実施。

2 業務をA社に任せるに至った経緯

このことについて、元職員から次の内容の説明があった。

（元職員）

従来の観光協会が行っていた施設管理運営業務は建物管理に留まるものであり、新たに恋しき再生事業を行うにあたっては不十分であると認識したため、令和6年度予算を増額（令和5年度 6,000,000円→令和6年度 12,000,000円）した。また、店舗を市が直接運営することも検討したが断念し、店舗運営と施設管理両方を以前から面識のあったA社に任せるスキームとした。

店舗運営においては市とA社が貸し手と借り手の関係にあると理解しており、料亭運営の赤字補転を目的に施設管理委託料が増額されたものではない。

3 検証結果

恋しき再生事業の推進に係る出店スキーム等の検討が組織として行われず、全体統括を担う元職員の主導により進められ、全体スキームをはじめとして、事業主体や市の関与などの情報が共有されないまま、店舗運営や施設管理が行われていた。

また、店舗の運営について、A社は出納管理や発注を行い、貸室申請も同社が実施しているため、営業主体はA社となるが、料理の価格や料理人への請負料等の設定については元職員が指示しており、A社としては、市の管理の下で、出納管理および料理提供（料理人との調整等を含む。）を受託しているとの認識であった。価格設定等が指定された状況下で民間経営として安定した基盤を築くためには、集客数の増加に依存せざるを得ない構造となっており、当初から収支計画に関与できないまま事業を任された状況は、独立性や透明性を確保した上で店舗運営が行われていたとは言い難い。

なお、委託料の増額に関して、A社においても、店舗運営と施設管理とは別事業として認識しており、財務諸表等を確認した結果、適正な処理が行われていることが確認された。

財務処理調査(最終報告)

決算額一覧

	令和6年度		令和5年度	
01-07-01-03:観光費	159,325,685		166,912,861	
001_観光宣伝に要する経費	63,493,265		65,104,806	
01_観光宣伝事業経費	63,493,265		65,104,806	
01_報酬	0		100,000	
01_ワーキング会議委員報酬	0		100,000	
07_報償費	8,100		0	
05_観光宣伝事業報償費	8,100			
08_旅費	500,590		464,500	
01_普通旅費	No.4	500,590	No.5	464,500
10_需用費	997,293		1,549,163	
01_消耗品費	331,243		238,469	
04_印刷製本費	666,050		1,310,694	
06_修繕料	0			
11_役務費	1,000		100,243	
01_通信運搬費	1,000			
03_手数料			100,243	
12_委託料	7,205,000		9,534,000	
08_観光プロモーション業務			1,734,000	
11_観光商品開発ブラッシュアップ業務委託料				
13_観光ビジネス創出支援事業委託料	7,205,000		7,800,000	
17_会場設営等業務委託料	0			
13_使用料及び賃借料	38,310		3,600	
11_その他使用料及び賃借料	38,310		3,600	
18_負担金、補助及び交付金	54,742,972		53,353,300	
05_広島県観光連盟負担金	753,000		870,000	
07_八田原ダム芦田湖周辺活用連絡協議会負担金	350,000		350,000	
14_広島県国際観光テーマ地区事業負担金	100,000		100,000	
16_観光イベント推進協議会負担金	5,516,672		4,329,300	
17_観光まちおこし事業補助金	No.15	36,956,000	No.16	38,802,000
22_フィルムコミッション負担金	5,100,000		100,000	
26_中国広域観光連絡協議会会費			50,000	
33_職員研修負担金	16,000			
35_自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会負担金	10,000		10,000	
36_中山間地域観光連携負担金	200,000			
37_観光チャレンジ補助金			3,406,000	
39_銀山街道沿線市町等連携協議会負担金	50,000		50,000	
43_府中市貸切バス旅行商品造成支援補助金			4,964,000	
44_びんごワーケーション事業負担金	72,000		76,000	
49_全国芝居小屋会議負担金	30,000		30,000	
51_職員研修負担金			16,000	
52_歌舞伎公演府中市実行委員会負担金	5,550,000			
53_全国教育民泊協会総会負担金	39,300			
53_観光宣伝事業経費	0			
012_翁座施設整備事業経費	11,150,700		6,864,000	
014_恋しき保存活用事業に要する経費	25,444,609		28,545,459	
01_恋しき施設維持管理経費	0		10,968,779	
07_報償費	60,000		508,400	
01_食の魅力発信事業報償費	60,000		508,400	
08_旅費	1,149,680		1,177,014	
01_普通旅費	No.6	1,149,680	No.7	1,177,014
10_需用費	542,602		1,021,815	
01_消耗品費	No.8	348,111	No.10	1,018,815
03_食糧費			3,000	
04_印刷製本費	26,400			
06_修繕料	168,091			
11_役務費	88,000		43,870	
03_手数料	88,000		30,000	
05_保険料			13,870	
12_委託料	23,338,707		8,217,680	
02_恋しき施設管理運営委託料	No.13	12,000,000	0	
07_食の魅力発信事業業務委託料	No.1	11,338,707	No.2	7,581,000
09_草刈業務委託料			327,580	
11_展示プロデュース業務委託料			309,100	
13_使用料及び賃借料	128,120			
03_自動車・重機賃借料	128,120			
17_備品購入費	137,500			
01_備品費	No.11	137,500		
71_恋しき施設整備経費	【繰越予算】 49,174,617		17,576,680	
10_需用費	7,504,750			
01_消耗品費	【繰越予算】	No.9 7,504,750		
03_修繕料	0			
11_役務費	407,000		88,000	
03_手数料	【繰越予算】	407,000	88,000	

14_工事請負費	34,894,417		17,488,680
01_ 営繕工事費	【繰越予算】 No.17 34,894,417		No.18 17,488,680
17_備品購入費	6,368,450		
01_ 備品費	【繰越予算】 No.12 6,368,450		
015_観光施設に要する経費	59,237,111		66,398,596
01_観光施設維持管理経費	57,670,711		61,930,088
10_需用費	6,593,198		57,797,084
01_ 消耗品費		514,854	236,879
05_ 光熱水費		2,934,836	1,256,509
06_ 修繕料		3,143,508	4,303,696
11_役務費	158,000		879,973
03_ 手数料		138,900	860,873
05_ 保険料		19,100	19,100
12_委託料	49,715,200		53,920,483
01_ 三郎の滝施設管理委託料		1,440,000	1,440,000
02_ 三郎の滝浄化槽管理委託料		368,500	347,600
03_ 三郎の滝リフト点検委託料		77,000	66,000
04_ 三郎の滝給水装置維持管理委託料		167,750	158,400
05_ 河佐峡施設管理委託料		16,986,000	16,507,000
06_ 矢野温泉公園四季の里施設管理運営委託料		26,479,000	25,732,000
07_ 翁山公園草刈業務委託料		151,054	164,308
08_ 多目的広場清掃業務委託料		502,595	422,557
09_ 地域交流センター管理委託料		321,000	643,000
10_ 翁座草刈業務委託料		26,228	25,390
11_ 翁座一般公開事業業務委託料		1,427,100	1,475,400
12_ 恋しき施設管理運営委託料			No.14 6,000,000
13_ 恋しきガイドシステム保守業務委託料		0	
16_ トレーラーハウス搬送・車検委託料		537,440	360,672
17_ 樹木伐採業務委託料		1,231,533	599,500
13_使用料及び賃借料	1,204,313		1,173,418
01_ 土地賃借料		671,534	506,656
11_ その他使用料及び賃借料		532,779	666,762
17_備品購入費			159,130
01_ 備品費			159,130
71_観光施設整備事業経費	1,566,400		4,468,508
14_工事請負費	1,566,400		
02_ 四季の里営繕工事費		726,000	
03_ 三郎の滝営繕工事費		840,400	

	令和4年度
01-07-01-03: 観光費	
014_恋しき保存活用事業に要する経費	
01_恋しき施設維持管理経費	
12_委託料	
07_ 食の魅力発信事業業務委託料	No.3 2,430,000

目次

1. 財務処理調査

No.1	食の魅力発信事業業務委託料	【令和6年度】	-1-
No.2	食の魅力発信事業業務委託料	【令和5年度】	-2-
No.3	食の魅力発信事業業務委託料	【令和4年度】	-3-
No.4	観光宣伝事業_旅費	【令和6年度】	-4-
No.5	観光宣伝事業_旅費	【令和5年度】	-5-
No.6	恋しき保存活用事業_旅費	【令和6年度】	-6-
No.7	恋しき保存活用事業_旅費	【令和5年度】	-7-
No.8	恋しき保存活用事業_消耗品費	【令和6年度】	-8-
No.9	恋しき保存活用事業_消耗品費	【令和6年度】《繰越明許》	-9-
No.10	恋しき保存活用事業_消耗品費	【令和5年度】	-10-
No.11	恋しき保存活用事業_備品費	【令和6年度】	-11-
No.12	恋しき保存活用事業_備品費	【令和6年度】《繰越明許》	-12-
No.13	恋しき施設管理運営委託料	【令和6年度】	-13-
No.14	恋しき施設管理運営委託料	【令和5年度】	-14-
No.15	観光まちおこし事業補助金	【令和6年度】	-15-
No.16	観光まちおこし事業補助金	【令和5年度】	-16-
No.17	恋しき保存活用事業_営繕工事費	【令和6年度】《繰越明許》	-17-
No.18	恋しき保存活用事業_営繕工事費	【令和5年度】	-18-

2. 指摘事項

(1)	指摘事項(会計課①)	-19-
(2)	指摘事項(会計課②)	-22-
(3)	指摘事項(会計課③)	-24-
(4)	指摘事項(会計課④)	-26-
(5)	指摘事項(人事課①)	-29-

年度	令和6年度		予算区分	現年度予算	
会計	01_一般会計	款 07_商工費	項 01_商工費	目 03_観光費	
事業1	014_恋しき保存活用事業に要する経費				
事業2	01_恋しき施設維持管理経費				
節	12_委託料		細節	17_食の魅力発信事業業務委託料	

(前年度)

当初予算額	15,249,000	5,000,000
補正額	0	0
流用額	-3,910,293	2,581,000
執行額	11,338,707	7,581,000

(前年度)

流用件数	件数	金額	件数	金額
流用元	46	-3,973,482	23	-1,646,379
流用先	1	63,189	2	4,227,379
計	47	-3,910,293	25	2,581,000

※流用元46件のうち食(恋しき含む)に係る他の科目への流用45件

No.	件名	契約の相手方	業務内容	契約金額	契約書(請書)	支払日	検査調書(検収)	支払事務	ファクトチェック	課内での事前協議	支払事務職員関係書類受付	備考
1	恋しき施設活用企画PR業務	株式会社A	・イベント企画・実施 ・PRツールデザイン ・人件費、消耗品費	5,999,400	契約書	06.06.10 06.12.10	無	△	※1	無	事後	指摘事項(会計課①)
2	恋しきPRコンテンツ制作業務	株式会社B	恋しきPRコンテンツの制作 (TV情報番組内での放送用)	550,000	契約書	06.06.20	有	適	※1	無	事後	
3	恋しき樹木管理業務	C	恋しき庭園樹木管理(剪定・刈込・みどり摘み)	1,347,390	契約書	07.03.21	有	適	※1	無	事後	
4	東京都府中市における府中市商工まつり出展	有限会社D	・料理企画(府中市食材調査) ・食材調達 ・東京都府中市での料理実演販売	490,000	請書	06.09.17	無	適	※1	無	事後	
5	タイ著名シェフ交流事業	株式会社E	・タイ著名シェフ招へい、アテンド ・タイにおいて府中市フェア企画、実施 ・関係者調整(府中市生産者、広島県料理人)	430,000	請書	07.03.31	無	適	※1	無	事後	
6	(一社)日本ホテル協会令和6年度秋季通常総会における府中市産品出展事業	株式会社F	・府中市食材調査・調達 ・料理企画 ・総会における府中産品、料理のPR、実演	489,500	請書	06.12.20	無	適	※1	無	事後	※架空事業
7	地域の食材を活用した料理作成・発信普及事業	有限会社D	・生産地、生産者訪問による食材調査・調達 ・料理企画・試作 ・府中市内施設(イコーレ、上下南小学校)における料理実習・実演	470,000	請書	07.03.05	無	適	※1	無	事後	
8	観光プロモーション雑誌広告掲載業務	株式会社G	・地域情報誌広告掲載	481,800	契約書	07.02.28 07.03.25 07.05.20	一部検収	適				会計課照会
9	府中けいさい情報ナフン同封(府中商工会議所会報誌)	H	・会報誌へチラシ同封	22,000	無	07.02.20	無	適				会計課照会
10	NEKIにおける地域の食材を活用した料理作成・発信普及事業費	有限会社D	・生産地、生産者訪問による食材調査・調達(2/10~11) ・料理企画・試作(2/12~13) ・NEKIにおける料理実習・実演(2/10~15)	410,000	請書	07.03.31	無	適	※1	無	事後	
11	首都圏における広島県府中市フェア	株式会社E	・府中市フェア(ミッテン府中)の企画、実施 ・かきフライ井フェア(NEKI) ・関係者調整 ・府中市フェアの実施、広報、発信	460,000	請書	07.03.31	無	適	※1	無	事後	
12	一般廃棄物収集運搬及び側溝清掃業務	株式会社I	・廃棄物収集運搬、清掃業務	110,000	請書	07.05.07	有	適				
13	令和6年度「おいしい広島」フードリンピック業務委託	J	・お好み焼き出店	78,617	無	07.05.26	無	適				会計課照会
				11,338,707								

◆財務会計処理に係る調査

(1) 支払事務

ほぼ適切に処理されているが、一部に不適切とは言えないが、不明確な事務処理があった。これは、会計事務担当者のミスではなく、市全体の処理に係る部分となるため、会計課へ照会を行った。

そのうち、指摘事項のあるものは、別紙「指摘事項(会計課①)」のとおり

(2) ヒアリングにより発覚した調査事項

支払事務者に元職員が、請書と請求書を一緒に提出し、事後で支払うよう指示された可能性があるため、その真偽を確認する目的で、事後処理が行われた可能性のある業務(※1)については、ファクトチェックを行った。

当該調査業務については、課内で情報が共有されておらず、契約関係書類については、事後で支払事務職員へ渡されていた。

年度	令和5年度		予算区分	現年度予算		
会計	01_一般会計	款 07_商工費	項 01_商工費	目 03_観光費		
事業1	014_恋しき保存活用事業に要する経費					
事業2	01_恋しき施設維持管理経費					
節	12_委託料		細節	17_食の魅力発信事業業務委託料		

(前年度)		
当初予算額	5,000,000	0
補正額	0	5,000,000
流用額	2,581,000	-2,524,735
執行額	7,581,000	2,430,000

(前年度)				
流用件数	件数	金額	件数	金額
流用元	23	-1,646,379	34	-3,004,735
流用先	2	4,227,379	1	480,000
計	25	2,581,000	35	-2,524,735

※流用元23件すべて食(恋しき含む)に係る他の科目への流用
(前年度も同じ)

No.	件名	契約の相手方	業務内容	契約金額	契約書(請書)	支払日	検査調書(検収)	支払事務	ファクトチェック	課内での事前協議	支払事務職員関係書類受付	備考
1	知事市長会談懇親会・生産者交流事業	有限会社D	・知事市長会談懇親会料理企画、作成、提供 ・府中市内の食材調査、提案、調整	470,000	請書	05.08.07	検収印	△	※1	無	事後	指摘事項(会計課②)
2	府中市農産物を活用した料理企画、作成、提供、首都圏発信事業	有限会社D	・料理企画(府中市食材調査、生産者意見交換) ・NEKI、東京都府中市現地調査、調整 ・NEKI、東京都府中市における料理作成提供	490,000	請書	05.10.16	検収印	△	※1	無	事後	指摘事項(会計課②)
3	府中市農産物を活用した料理企画、食育講座の実施	有限会社D	・料理企画(府中市食材調査、生産者意見交換) ・上下南小学校での食育講座	490,000	請書	06.01.15	検収印	△	※1	無	事後	指摘事項(会計課②)
4	東京都府中市における広島県府中市フェア	株式会社E	・府中市フェアの企画 ・関係者調整 ・府中市フェアの実施、広報、発信	480,000	請書	06.04.05	検収印	△	※1	無	事後	指摘事項(会計課②)
5	東京都府中市における広島県府中市フェア	有限会社D	・料理企画(府中市食材調査) ・東京都府中市での料理実演販売	470,000	請書	06.02.26	検収印	△	※1	無	事後	指摘事項(会計課②)
6	恋しき料亭再生事業オープニング業務	株式会社A	・企画費(企画・ロゴ開発・各種資料作成) ・デザイン・制作費 ・イベント制作費 ・備品費	4,180,000	契約書	06.04.30	有	適	※1	無	事後	
7	恋しきにおける料亭再生及び府中市制70周年記念イベント実施業務	株式会社K	・料理人招へい調整費用 ・イベント経費 ・通訳	1,001,000	契約書	06.04.30	有	適	※1	無	事後	
				7,581,000								

◆財務会計処理に係る調査

(1) 支払事務

ほぼ適切に処理されているが、一部に不適切とは言えないが、不明確な事務処理があった。これは、会計事務担当者のミスではなく、市全体の処理に係る部分となるため、会計課へ照会を行った。

指摘事項については、別紙「指摘事項(会計課②)」のとおり

(2) ヒアリングにより発覚した調査事項(※1)

支払事務者に元職員が、請書と請求書を一緒に提出し、事後で支払うよう指示された可能性があるため、その真偽を確認する目的で、事後処理が行われた可能性のある業務(※1)については、ファクトチェックを行った。

当該調査業務については、課内で情報が共有されておらず、契約関係書類については、事後で支払事務職員へ渡されていた。

年度	令和4年度		予算区分	現年度予算		
会計	01_一般会計	款 07_商工費	項 01_商工費	目 03_観光費		
事業1	014_恋しき保存活用事業に要する経費					
事業2	01_恋しき施設維持管理経費					
節	12_委託料		細節	17_食の魅力発信事業業務委託料		

(前年度)

当初予算額	0	0
補正額	5000000	0
流用額	-2,524,735	0
執行額	2,430,000	0

(前年度)

流用件数	件数	金額	件数	金額
流用元	34	-3,004,735	0	0
流用先	1	480,000	0	0
計	35	-2,524,735	0	0

※流用元34件すべて食(恋しき含む)に係る他の科目への流用

No.	件名	契約の相手方	業務内容	契約金額	契約書(請書)	支払日	検査調書(検収)	支払事務	ファクトチェック	課内での事前協議	支払事務職員関係書類受付	備考
1	恋しきにおける食事内容企画提供事業	有限会社AI	・メキシコ人用料理企画、作成、提供 ・府中市内の食材調査、提案、調整	480,000	請書	04.10.25	検収印	適	※1	無	事後	
2	恋しきにおけるトライアル食事会	有限会社D	・食事会料理企画、作成、提供 ・府中市内の食材調査、提案、調整	420,000	請書	05.03.31	検収印	適	※1	無	事後	
3	恋しきにおける食事内容企画提供事業	株式会社F	・アイデンティティに係る料理企画、作成、提供 ・府中市内の食材調査、提案、調整	480,000	請書	04.12.28	検収印	適	※1	無	事後	
4	恋しきにおけるプレミアムレストラン	AJ株式会社	・プレミアムレストランに係る料理企画、作成、提供 ・府中市内の食材調査、提案、調整	310,000	請書	05.03.06	検収印	適	※1	無	事後	
5	恋しきプレミアムレストラン(令和5年1月11日)写真、動画の撮影、編集業務	AK	・写真、動画の撮影、編集業務	80,000	無	05.03.10	検収印	適	※1	無	事後	
6	恋しきにおけるプレスツアー	有限会社D	・プレスツアー料理企画、作成、提供 ・府中市内の食材調査、提案、調整	450,000	請書	05.03.31	検収印	適	※1	無	事後	
7	北びんご観光連携協議会における連携料理内容企画提供事業	株式会社F	・連携料理企画、作成、提供 ・府中市、世羅町、神石高原町内の食材調査、提案、調整	210,000	請書	05.03.31	検収印	適	※1	無	事後	

2,430,000

◆財務会計処理に係る調査

(1) 支払事務

書類上においては適切に処理されている。

(2) ヒアリングにより発覚した調査事項(※1)

支払事務者に元職員が、請書と請求書を一緒に提出し、事後で支払うよう指示された可能性があるため、その真偽を確認する目的で、事後処理が行われた可能性のある業務(※1)については、ファクトチェックを行った。

当該調査業務については、課内で情報が共有されておらず、契約関係書類については、事後で支払事務職員へ渡されていた。

年度	令和6年度		予算区分	現年度予算		
会計	01_一般会計	款 07_商工費	項 01_商工費	目 03_観光費		
事業1	001_観光宣伝に要する経費					
事業2	01_観光宣伝事業経費					
節	08_旅費		細節	01_普通旅費		

	(前年度)	
当初予算額	46,000	95,000
補正額	0	0
流用額	454,950	369,940
執行額	500,950	464,940

	(前年度)			
流用件数	件数	金額	件数	金額
流用元	0	0	0	0
流用先	7	454,950	10	369,940
計	7	454,950	10	369,940

No.	件名	旅行者	負担行為日	負担行為額	請求日	支払日	旅行日	旅行回議書	支払事務	ファクトチェック	他の経費への支出	備考
1	翁座歌舞伎公演に向けた先進地視察 岐阜県(4月13日から4月14日)	係長 係員	06.04.25	89,120	06.04.14	06.05.07	4/13,14	有	適			
2	8/24-25 とよかわ輝まつり手筒花火視察及び協議(2名分)出張旅費	係長 係員	06.08.27	85,480	06.08.25	06.09.05	8/24, 25	有	適			
3	ひろしまブランドショップたう府中フェア大阪出展	部長	06.09.02	23,620	06.07.16	06.09.17	7/16 (直行直帰)	有	適	※2	無	人事課照会
4	首都圏府中発信事業 8月2日から8月4日 行先 東京都府中市	部長	06.09.02	62,840	06.08.04	06.09.17	8/2~8/4 (直行直帰)	有	適	※2	無	人事課照会
5	首都圏府中発信事業 ミッテン府中 8月13日・14日 行先 東京都府中市	部長	06.09.02	53,620	06.08.14	07.09.17	8/13,14 (直行直帰)	有	適	※2	無	人事課照会
6	広島県府中市フェア地場産品PR及びマスコミ対応8月13日・14日 行先 東京都府中市	課長	06.09.03	50,720	06.08.14	07.09.17	8/13,14	有	適			
7	第28回全国芝居小屋会議相生座大会11月23日・24日 行先 岐阜県岐阜市、瑞浪市、各務原市	係員	06.11.25	41,070	06.11.24	07.01.27	11/23,24	有	適			
8	アンテナショップNEKIでの食発信イベント打合せ 1月24日 行先 東京都千代田区	部長	07.02.13	41,340	07.01.24	07.02.20	1/24 (直行直帰)	有	適	※2	無	人事課照会
9	アンテナショップNEKIでの首都圏府中発信事業 2月14日15日 行先 東京都千代田区	部長	07.02.28	52,780	07.02.15	07.03.17	2/14,15 (直行直帰)	有	適	※2	無	人事課照会

500,590

◆財務会計処理に係る調査

(1) 支払事務

書類上においては適切に処理されているが、旅費の支給に係る疑義があったため、人事課へ照会を行った。

照会：平日の直行直帰での旅行の場合、通常支給される通勤手当の認定距離分を減じて支給する必要があるか。

→【人事課回答】公共交通機関を利用した旅行のため、通勤手当との調整は不要

(2) ファクトチェック事項

当該業務(※2)において、他の経費に旅費などが計上されていないかファクトチェックを行った。

他の経費との重複はなかった。

年度	令和5年度		予算区分	現年度予算	
会計	01_一般会計	款 07_商工費	項 01_商工費	目 03_観光費	
事業1	001_観光宣伝に要する経費				
事業2	01_観光宣伝事業経費				
節	08_旅費		細節	01_普通旅費	

(前年度)

当初予算額	95,000	95,000
補正額	0	0
流用額	369,940	112,556
執行額	464,500	207,556

(前年度)

流用件数	件数	金額	件数	金額
流用元	0	0	0	0
流用先	10	369,940	4	112,556
計	10	369,940	4	112,556

No.	件名	旅行者	負担行為日	負担行為額	請求日	支払日	旅行日	旅行回議書	支払事務	ファクトチェック	他の経費への支出	備考
1	翁座活用に係る打合せ 5月16日・17日 府中ブランド推進担当部長	担当部長	05.05.18	49,880	05.05.17	05.05.31	5/16,17	有	適			
2	歌舞伎公演に係る市長挨拶随行 7月27日・28日	係長	05.08.17	50,080	05.07.28	05.08.25	7/27,28	有	適			
3	翁座活用検討委員会答申式 9月1日	委員	05.09.11	5,300	05.09.01	05.09.15	9/1	有	適			
4	将棋名人戦開催地応募 東京都 10月26日	部長	05.11.16	41,340	05.10.26	05.11.27	10/26 (直行直帰)	有	適	※2	無	人事課照会
5	将棋名人戦開催地打合せ 東京都 11月14日から11月15日	部長	05.11.30	51,330	05.11.15	05.12.15	11/14,15 (直行直帰)	有	適	※2	無	人事課照会
6	翁座現況調査及び実施設計業務第1回業者選定委員会 11月28日	委員	05.12.14	5,300	05.11.28	05.12.20	11/28	有	適			
7	翁座現況調査及び実施設計業務第1回業者選定委員会 11月28日	委員	05.12.14	2,340	05.11.28	05.12.20	11/28	有	適			
8	十八世中村勘三郎を偲ぶ会(市長随行)東京都 1月12日・13日	係長	06.01.25	50,010	06.01.13	06.02.05	1/12,13	有	適			
9	令和6年度翁座歌舞伎公演に向けた先進地視察(岐阜県)2月19日、2月20日	係員2名	06.02.21	84,000	06.02.20	06.02.29	2/19,20	有	適			
10	地域再生マネージャー事業報告会&neki出店イベントに係る業務 東京(1月28日から1月31日)	係員	06.02.15	73,280	06.01.31	06.02.29	1/28~31	有	適			
11	翁座現況調査及び改修設計業務第3回業者選定委員会 令和6年2月9日	委員	06.02.22	5,300	06.02.09	06.03.05	2/9	有	適			
12	翁座現況調査及び改修設計業務第3回業者選定委員会 令和6年2月9日	委員	06.02.22	2,340	06.02.09	06.03.05	2/9	有	適			
13	全国芝居小屋会議八千代座大会 熊本県山鹿市 2月16日~18日	担当部長、係長	06.02.22	44,000	06.02.18	06.03.05	2/16~18	有	適			

464,500

◆財務会計処理に係る調査

(1) 支払事務

書類上においては適切に処理されているが、旅費の支給に係る疑義があったため、人事課へ照会を行った。

照会：平日の直行直帰での旅行の場合、通常支給される通勤手当の認定距離分を減じて支給する必要があるか。

→【人事課回答】公共交通機関を利用した旅行のため、通勤手当との調整は不要

(2) ファクトチェック事項

当該業務(※2)において、他の経費に旅費などが計上されていないかファクトチェックを行った。

他の経費との重複はなかった。

年度	令和6年度		予算区分	現年度予算		
会計	01_一般会計	款 07_商工費	項 01_商工費	目 03_観光費		
事業1	014_恋しき保存活用事業に要する経費					
事業2	01_恋しき施設維持管理経費					
節	08_旅費		細節	01_普通旅費		

(前年度)		
当初予算額	0	98,000
補正額	0	0
流用額	1,149,680	1,079,014
執行額	1,149,680	1,077,014

(前年度)				
流用件数	件数	金額	件数	金額
流用元	0	0	0	0
流用先	8	1,149,680	12	1,079,014
計	8	1,149,680	12	1,079,014

No.	件名	旅行者	負担行為日	負担行為額	請求日	支払日	旅行日	旅行回議書	支払事務	ファクトチェック	他の経費への支出	他の経費との重複	備考
1	食の魅力向上事業に係る協議 東京都 4月25日	部長	06.06.03	40,580	06.04.25	06.06.10	4/25 (直行直帰)	有	適	※2	無		人事課照会
2	食の魅力向上事業に係る協議 東京都 5月10日	部長	06.06.03	44,880	06.05.10	06.06.10	5/10 (直行直帰)	有	適	※2	無		人事課照会
3	食の魅力向上事業に係る協議 東京都 5月24日 (恋しき落語会)	部長	06.06.25	40,980	06.05.24	06.07.05	5/24 (直行直帰)	有	適	※2	無		人事課照会
4	恋しき落語会に向けた視察・打ち合わせ 東京都(6月22日)	係員	06.07.04	38,080	06.06.22	06.07.16	6/22	有	適				
5	恋しき落語会に向けた視察・打ち合わせ 東京都(6月22日)	部長	06.07.22	41,340	06.06.22	06.07.31	6/22 (直行直帰)	有	適	※2	無		人事課照会
6	将棋名人戦応募書類提出 9月18日 行先 東京都渋谷区	係長	06.10.01	37,680	06.09.18	06.10.10	9/18	有	適				
7	将棋名人戦応募書類提出 9月18日 行先 東京都渋谷区	部長	06.10.01	40,580	06.09.18	06.10.15	9/18	有	適				
8	週休日等の料理人送迎に係る旅費(大竹市-府中市間)	部長	06.12.11	504,910	06.10.01	06.12.20	4月:7回 5月:8回 6月:5回 7月:4回 8月:5回 9月:6回	有	適	※3		要精査	指摘事項 (人事課①)
9	週休日等の料理人送迎に係る旅費(大竹市-府中市間)10月~1月	部長	07.02.28	216,390	07.02.03	07.03.17	10月:5回 11月:4回 12月:3回 1月:3回	有	適	※3		要精査	指摘事項 (人事課①)
10	週休日等の料理人送迎に係る旅費(大竹市-府中市間)2月~3月	部長	07.03.31	144,260	07.03.31	07.04.10	2月:5回 3月:5回	有	適	※3		要精査	指摘事項 (人事課①)

1,149,680

◆財務会計処理に係る調査

(1) 支払事務

書類上においては適切に処理されているが、旅費の支給に係る疑義があるため、人事課へ照会を行った。
指摘事項については、別紙「指摘事項(人事課①)」のとおり

(2) ファクトチェック事項

※2 当該業務において、他の経費に旅費などが計上されていないかファクトチェックを行った。
他の経費との重複はなかった。

※3 当該業務において、2重請求又は架空請求がされていないかファクトチェックを行った。
指摘事項については、別紙「指摘事項(人事課①)」のとおり

年度	令和5年度		予算区分	現年度予算		
会計	01_一般会計	款 07_商工費	項 01_商工費	目 03_観光費		
事業1	014_恋しき保存活用事業に要する経費					
事業2	01_恋しき施設維持管理経費					
節	08_旅費		細節	01_普通旅費		

	(前年度)	
当初予算額	98,000	0
補正額	0	0
流用額	1,079,014	175,460
執行額	1,177,014	175,460

	(前年度)			
流用件数	件数	金額	件数	金額
流用元	0	0		
流用先	12	1,079,014	5	175,460
計	12	1,079,014	5	175,460

No.	件名	旅行者	負担行為日	負担行為額	請求日	支払日	旅行日	旅行回議書	支払事務	ファクトチェック	他の経費への支出	備考
1	観光振興における食の魅力向上事業に係る協議 5月16日・17日(G7サミット打ち合わせ)	部長	05.05.18	52,780	05.05.17	05.05.31	5/16,17 (直行直帰)	有	適			人事課照会
2	観光振興における食の魅力向上事業に係る協議 7月19日(G7発信事業打合せ)	部長	05.08.16	40,580	05.07.19	05.08.25	7/19 (直行直帰)	有	適			人事課照会
3	観光振興における食の魅力向上事業に係る協議 7月2日・3日(G7発信事業打合せ)	部長	05.08.17	52,580	05.07.03	05.08.25	7/2,3 (直行直帰)	有	適			人事課照会
4	首都圏における府中市の発信 8月4日・8月5日 東京都千代田区(首都圏における府中市の発信)	係長	05.08.21	49,620	05.08.05	05.09.05	8/4, 5	有	適			
5	首都圏府中発信事業 8月3日から8月6日 東京都千代田区・府中市(首都圏府中発信事業)	部長	05.08.22	76,580	05.08.06	05.09.05	8/3~6 (直行直帰)	有	適			人事課照会
6	首都圏における府中市の発信 東京都千代田区・東京都府中市 8月4日~8月6日(首都圏における府中市の発信)	係員	05.08.30	62,210	05.08.06	05.09.05	8/4~8/6	有	適			
7	食の魅力向上事業に係る協議 東京都 10月11日	部長	05.11.16	40,980	05.10.11	05.11.27	10/11 (直行直帰)	有	適			人事課照会
8	食の魅力向上事業に係る協議 東京都 11月9日から11月10日	部長	05.11.30	53,620	05.11.10	05.12.15	11/9,10 (直行直帰)	有	適			人事課照会
9	食の魅力向上事業に係る協議(東京都府中市連携事業打合せ 東京都 11月21日)	部長	05.12.14	41,620	05.11.21	05.12.20	11/21 (直行直帰)	有	適			人事課照会
10	食の魅力向上事業に係る協議(恋しきイベント打合せ) 東京都 12月15日	部長	06.01.04	40,980	05.12.15	06.01.10	12/15 (直行直帰)	有	適			人事課照会
11	食の魅力向上事業に係る協議(首都圏府中発信事業) 東京都 1月6日~1月8日	部長	06.01.15	64,420	06.01.08	06.01.22	1/6~1/8 (直行直帰)	有	適			人事課照会
12	食の魅力向上事業に係る協議 フランス 1月13日~1月19日	部長	06.03.18	506,884	06.01.19	06.03.25	1/13~1/19 (直行直帰)	有	適			人事課照会
13	食の魅力向上事業に係る協議 東京都 3月8日(恋しきイベント打合せ)	部長	06.03.28	40,980	06.03.08	06.04.05	3/18 (直行直帰)	有	適			人事課照会
14	食の魅力向上事業に係る協議 東京都 3月30日・31日	部長	06.04.10	53,180	06.03.31	06.04.22	3/30~3/31 (直行直帰)	有	適			人事課照会

1,177,014

◆財務会計処理に係る調査

(1) 支払事務

書類上においては適切に処理されているが、旅費の支給に係る疑義があったため、人事課へ照会を行った。

照会：平日の直行直帰での旅行の場合、通常支給される通勤手当の認定距離分を減じて支給する必要があるか。

→【人事課回答】公共交通機関を利用した旅行のため、通勤手当との調整は不要

年度	令和6年度		予算区分	現年度予算		
会計	01_一般会計	款 07_商工費	項 01_商工費	目 03_観光費		
事業1	014_恋しき保存活用事業に要する経費					
事業2	01_恋しき施設維持管理経費					
節	10_需用費		細節	01_消耗品費		

(前年度)		
当初予算額	0	500,000
補正額	0	0
流用額	348,111	518,815
執行額	348,111	1,018,815

(前年度)				
流用件数	件数	金額	件数	金額
流用元	0	0	1	-3,000
流用先	13	348,111	8	521,815
計	13	348,111	9	518,815

No.	件名	契約の相手方	負担行為日	負担行為額	契約日	契約書(請書)	請求日	支払日	検査調書(検収)	支払事務	ファクトチェック	他の経費への支出	備考
1	枕・肌布団ほか	株式会社L	06.05.08	17,839	—	—	06.05.08	06.06.05	検収	適	—	—	
2	液体蚊取りセット・防災カーペットほか	株式会社L	06.05.10	23,655	—	—	06.05.10	06.06.05	検収	適	—	—	
3	タオルケット・殺虫剤ほか	株式会社L	06.05.10	22,048	—	—	06.05.11	06.06.05	検収	適	—	—	
4	府中味噌	株式会社M	06.05.17	2,290	—	—	06.05.20	06.06.20	検収	適	—	—	
5	アスパラガス	N	06.05.17	5,660	—	—	06.05.29	06.06.20	検収	適	—	—	
6	和牛ヒレ肉	有限会社O	06.05.17	25,500	—	—	06.05.17	06.06.20	検収	適	—	—	
7	長柄ほうき・熊手・鎌ほか	株式会社L	06.05.22	14,896	—	—	06.05.22	06.06.20	検収	適	—	—	
8	センサーライト	株式会社L	06.05.24	4,378	—	—	06.05.26	06.06.20	検収	適	—	—	
9	イーゼル	株式会社P	06.05.31	22,732	—	—	06.05.31	06.06.20	検収	適	—	—	
10	そ恋しき食器購入	Q株式会社	06.06.17	88,000	—	—	06.06.17	06.08.05	検収	適	—	—	指摘事項(会計課③)
11	曇り止めスプレー	株式会社L	06.07.10	1,369	—	—	06.07.11	06.08.20	検収	適	—	—	
12	そ恋しき食器購入	有限会社R	06.07.19	79,200	—	—	06.09.12	06.10.07	検収	適	—	—	指摘事項(会計課③)
13	クモの巣撃滅	株式会社L	06.09.06	1,996	—	—	06.09.08	06.11.29	検収	適	—	—	
14	恋しきの消火器購入(廃棄処分1本含む)	有限会社S	07.01.15	8,470	—	—	06.12.27	07.02.05	検収	適	—	—	
15	食の魅力発信事業に係る和牛カタ・バラ購入	有限会社O	07.01.29	3,800	—	—	07.01.31	07.02.20	検収	適	—	—	
16	カダンプラスDX、クモの巣撃滅ほか	株式会社L	07.03.28	26,278	—	—	07.03.30	07.04.21	検収	適	—	—	

348,111

※10万円以下の随意契約について請書省略可(契約規則第35条第2項)

◆財務会計処理に係る調査

(1) 支払事務

適切に処理されているが、備品と消耗品の区分に疑義があったため、会計課へ照会を行った。

指摘事項については、別紙「指摘事項(会計課③)」のとおり

年度	令和6年度		予算区分	繰越明許予算		
会計	01_一般会計	款 07_商工費	項 01_商工費	目 03_観光費		
事業1	014_恋しき保存活用事業に要する経費					
事業2	71_恋しき施設整備経費					
節	10_需用費		細節	01_消耗品費		

(前年度)

当初予算額	0	0
補正額	0	0
流用額	7,504,750	0
執行額	7,504,750	0

(前年度)

流用件数	件数	金額	件数	金額
流用元	0	0	0	0
流用先	1	7,504,750	0	0
計	1	7,504,750	0	0

No.	件名	契約の相手方	負担行為日	負担行為額	契約日	契約書(請書)	請求日	支払日	検査調書(検収)	支払事務	ファクトチェック	課内での事前協議	支払事務職員関係書類受付	備考
1	そ恋しき食器購入	株式会社T	06.04.05	7,504,750	06.04.05	契約書	06.05.15	06.06.05	有	適	※1	無	事後	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

7,504,750

◆財務会計処理に係る調査

(1) 支払事務

書類上においては適切に処理されている。

(2) 議会等で不適切な処理と指摘されている事項

- ① 繰越予算の流用
- ② 購入時期の整合性
- ③ 購入の判断

(3) ヒアリングにより発覚した調査事項(※1)

支払事務者に元職員が、契約書と請求書を一緒に提出し、事後で支払うよう指示された可能性があるため、その真偽を確認する目的で、事後処理が行われた可能性のある業務(※1)については、ファクトチェックを行った。当該調査業務については、課内で情報が共有されておらず、契約関係書類については、事後で支払事務職員へ渡されていた。

年度	令和5年度		予算区分	現年度予算	
会計	01_一般会計	款 07_商工費	項 01_商工費	目 03_観光費	
事業1	014_恋しき保存活用事業に要する経費				
事業2	01_恋しき施設維持管理経費				
節	10_需用費		細節	01_消耗品費	

	(前年度)	
当初予算額	500,000	0
補正額	0	0
流用額	518,815	726,519
執行額	1,018,815	726,519

	(前年度)			
流用件数	件数	金額	件数	金額
流用元	1	-3,000	0	0
流用先	8	521,815	13	726,519
計	9	518,815	13	726,519

No.	件名	契約の相手方	負担行為日	負担行為額	契約日	契約書(請書)	請求日	支払日	検査調書(検収)	支払事務	ファクトチェック	他の経費への支出	備考
1	新メニュー開発に伴う食材購入費	株式会社M	05.04.10	9,990	—	—	05.04.11	05.05.10	検収	適	—	—	
2	新メニュー開発に伴う食材購入費	株式会社M	05.04.13	12,106	—	—	05.04.14	05.05.10	検収	適	—	—	
3	新メニュー開発に伴う食材購入費	有限会社U	05.04.28	2,100	—	—	05.04.29	05.05.25	検収	適	—	—	
4	松花堂弁当箱	V株式会社	05.05.01	429,000	05.05.01	請書	05.06.12	05.06.30	検収	適	—	—	
5	新メニュー開発に伴う食材購入費	株式会社M	05.05.02	2,150	—	—	05.05.06	05.05.25	検収	適	—	—	
6	新メニュー開発に伴う食材購入費	有限会社U	05.05.02	1,053	—	—	05.05.08	05.05.25	検収	適	—	—	
7	新メニュー開発に伴う食材購入費	株式会社M	05.05.12	960	—	—	05.05.16	05.06.12	検収	適	—	—	
8	新メニュー開発に伴う食材購入費	株式会社M	05.05.12	1,400	—	—	05.05.18	05.06.12	検収	適	—	—	
9	新メニュー開発に伴う食材購入費	N	05.05.12	684	—	—	05.05.15	05.06.12	検収	適	—	—	
10	新メニュー開発に伴う食材購入費	N	05.05.12	720	—	—	05.05.18	05.06.12	検収	適	—	—	
11	果実盆・果実コースターセット 6個	X株式会社	05.05.12	28,380	—	—	05.05.15	05.06.15	検収	適	—	—	
12	県・市町連携会談に伴う食材購入費	W	05.05.22	9,310	—	—	05.05.23	05.06.12	検収	適	—	—	
13	県・市町連携会談に伴う食材購入費	株式会社X	05.05.22	16,394	—	—	05.05.23	05.06.12	検収	適	—	—	
14	県・市町連携会談に伴う食材購入費	株式会社M	05.05.22	4,804	—	—	05.05.23	05.06.12	検収	適	—	—	
15	県・市町連携会談に伴う食材購入費	N	05.05.22	900	—	—	05.05.23	05.06.12	検収	適	—	—	
16	松花堂弁当箱	V株式会社	05.06.23	286,000	05.06.23	請書	05.07.03	05.08.15	検収	適	—	—	
17	パック容器・蓋 NEKI6周年イベント	株式会社Y	05.07.31	14,437	—	—	05.08.07	05.08.31	検収	適	—	—	
18	食育講座開催に伴う食材購入費	株式会社M	05.12.21	3,300	—	—	05.12.21	06.01.15	検収	適	—	—	
19	食育講座開催に伴う食材購入費	Z	05.12.21	1,700	—	—	05.12.21	06.01.15	検収	適	—	—	
20	首都圏府中発信事業に伴う食材購入費	株式会社M	06.01.05	8,580	—	—	06.01.06	06.01.31	検収	適	—	—	
21	首都圏府中発信事業に伴う食材購入費	AA	06.01.06	500	—	—	06.01.06	06.01.31	検収	適	—	—	
22	食育講座に伴う食材購入費	株式会社AB	06.02.01	53,675	—	—	06.02.01	06.03.05	検収	適	—	—	
23	食育講座に伴う食材購入費	株式会社M	06.02.06	2,550	—	—	06.02.08	06.03.05	検収	適	—	—	
24	木のお皿 大・小	Q株式会社	06.02.22	71,500	—	—	06.03.18	06.05.07	検収	△	—	—	
25	春恋会(恋しき再生記念イベント)食材購入費	N	06.03.18	7,128	—	—	06.03.25	06.04.22	検収	適	—	—	
26	春恋会(恋しき再生記念イベント)食材購入費	株式会社M	06.03.22	39,990	—	—	06.03.22	06.04.22	検収	適	—	—	
27	春恋会(恋しき再生記念イベント)食材購入費	株式会社M	06.03.22	9,504	—	—	06.03.25	06.04.22	検収	適	—	—	

1,018,815

※10万円以下の随意契約について請書省略可(契約規則第35条第2項)

◆財務会計処理に係る調査

(1) 支払事務

適切に処理されている。

年度	令和6年度		予算区分	現年度予算		
会計	01_一般会計	款 07_商工費	項 01_商工費	目 03_観光費		
事業1	014_恋しき保存活用事業に要する経費					
事業2	01_恋しき施設維持管理経費					
節	17_備品購入費		細節	01_備品費		

	(前年度)	
当初予算額	0	0
補正額	0	0
流用額	137,500	0
執行額	137,500	0

	(前年度)			
流用件数	件数	金額	件数	金額
流用元	0	0	0	0
流用先	1	137,500	0	0
計	1	137,500	0	0

No.	件名	契約の相手方	負担行為日	負担行為額	契約日	契約書(請書)	請求日	支払日	検査調書(検収)	支払事務	ファクトチェック	他の経費への支出	備考
1	恋しきアイススライサー購入	株式会社AC	06.09.13	137,500	06.09.13	請書	06.09.18	06.10.07	検収	適	—	—	
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

137,500

◆財務会計処理に係る調査

(1) 支払事務

適切に処理されている。

年度	令和6年度		予算区分	繰越明許予算		
会計	01_一般会計	款 07_商工費	項 01_商工費	目 03_観光費		
事業1	014_恋しき保存活用事業に要する経費					
事業2	71_恋しき施設整備経費					
節	17_備品購入費		細節	01_備品費		

	【繰越】	【繰越】(前年度)
当初予算額	0	0
補正額	0	0
流用額	6,368,450	0
執行額	6,368,450	0

	【繰越】		【繰越】(前年度)	
流用件数	件数	金額	件数	金額
流用元	1	-407,000	0	0
流用先	1	6,775,450	0	0
計	2	6,368,450	0	0

No.	件名	契約の相手方	負担行為日	負担行為額	契約日	契約書(請書)	請求日	支払日	検査調書(検収)	支払事務	ファクトチェック	課内での事前協議	支払事務職員関係書類受付	備考
1	恋しき用家具購入(二の間)	Q株式会社	06.07.19	992,750	06.07.19	契約書	06.08.28	06.09.05	有	適	※1	無	事後	
2	恋しき用家具購入(三の間)	Q株式会社	06.07.19	897,600	06.07.19	契約書	06.08.28	06.09.05	有	適	※1	無	事後	
3	恋しき用家具購入(四の間)	Q株式会社	06.07.19	468,050	06.07.19	契約書	06.09.04	06.09.20	検収	適	※1	無	事後	
4	恋しき用家具購入(五の間)	Q株式会社	06.07.19	1,006,500	06.07.19	契約書	06.09.11	06.09.20	有	適	※2	無	事後	
5	恋しき用家具購入(つたの間)	Q株式会社	06.07.19	438,350	06.07.19	契約書	06.09.04	06.09.20	検収	適	※3	無	事後	
6	恋しき用家具購入(大広間)	Q株式会社	06.07.19	2,565,200	06.07.19	契約書	06.09.30	06.10.07	有	適	※4	無	事後	
7														
8														
9														
10														

6,368,450

◆財務会計処理に係る調査

(1) 支払事務

書類上においては適切に処理されている。

(2) 議会等で不適切な処理と指摘されている事項

① 繰越予算の流用

(3) ヒアリングにより発覚した調査事項

支払事務者に元職員が、請書と請求書を一緒に提出し、事後で支払うよう指示された可能性があるため、その真偽を確認する目的で、事後処理が行われた可能性のある業務(※1)については、ファクトチェックを行った。当該調査業務については、課内で情報が共有されておらず、契約関係書類については、事後で支払事務職員へ渡されていた。

年度	令和6年度		予算区分	現年度予算		
会計	01_一般会計	款 07_商工費	項 01_商工費	目 03_観光費		
事業1	014_恋しき保存活用事業に要する経費					
事業2	01_恋しき施設維持管理経費					
節	12_委託料		細節	02_恋しき施設管理運営委託料		

	(前年度)	
当初予算額	12,000,000	6,000,000
補正額	0	0
流用額	0	0
執行額	12,000,000	6,000,000

	(前年度)			
流用件数	件数	金額	件数	金額
流用元	0	0	0	0
流用先	0	0	0	0
計	0	0	0	0

※R5年度は、01.07.01.03.015.01.12.12

No.	件名	契約の相手方	業務内容	契約金額	契約書(請書)	支払日	検査調書(検収)	支払事務	ファクトチェック	備考
1	令和6年度恋しき施設管理運営業務委託	一般社団法人AD	恋しき施設管理運営	12,000,000	契約書	06.06.25 06.10.07	無	△	※4	指摘事項 (会計課④)
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

12,000,000

◆財務会計処理に係る調査

(1) 支払事務

適切に処理されているが、不適切とは言えないが、不明確な事務処理があった。これは、会計事務担当者のミスではなく、市全体の処理に係る部分となるため、会計課へ照会を行った。

指摘事項については、別紙「指摘事項(会計課④)」のとおり

(2) ファクトチェック事項

当該業務(※4)において、委託業務内訳(前年比増額理由含む)について適正かどうかファクトチェックを行った。

前年度からの増額理由については、調査本編にて記載する。

年度	令和5年度		予算区分	現年度予算		
会計	01_一般会計	款 07_商工費	項 01_商工費	目 03_観光費		
事業1	015_観光施設維持管理に要する経費					
事業2	01_観光施設維持管理経費					
節	12_委託料		細節	12_恋しき施設管理運営委託料		

(前年度)		
当初予算額	6,000,000	6,000,000
補正額	0	0
流用額	0	0
執行額	6,000,000	6,000,000

(前年度)				
流用件数	件数	金額	件数	金額
流用元	0	0	0	0
流用先	0	0	0	0
計	0	0	0	0

No.	件名	契約の相手方	業務内容	契約金額	契約書(請書)	支払日	検査調書(検収)	支払事務	ファクトチェック	備考
1	令和5年度恋しき施設管理運営業務委託	一般社団法人AD	恋しき施設管理運営	6,000,000	契約書	05.05.31 05.10.25	無	△	—	指摘事項 (会計課④)
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

6,000,000

◆財務会計処理に係る調査

(1) 支払事務

適切に処理されているが、不適切とは言えないが、不明確な事務処理があった。これは、会計事務担当者のミスではなく、市全体の処理に係る部分となるため、会計課へ照会を行った。

指摘事項については、別紙「指摘事項(会計課④)」のとおり

年度	令和6年度		予算区分	現年度予算	
会計	01_一般会計	款 07_商工費	項 01_商工費	目 03_観光費	
事業1	001_観光宣伝に要する経費				
事業2	01_観光宣伝事業経費				
節	18_負担金、補助及び交付金		細節	17_観光まちおこし事業補助金	

	(前年度)	
当初予算額	36,956,000	40,954,000
補正額	0	0
流用額	0	0
執行額	36,956,000	38,802,000

	(前年度)			
流用件数	件数	金額	件数	金額
流用元	0	0	0	0
流用先	0	0	0	0
計	0	0	0	0

No.	件名	契約の相手方	負担行為日	負担行為額	交付決定日	決定通知書	請求日	支払日	実績報告	支払事務	ファクトチェック	備考
1	令和6年度府中市観光協会育成事業補助金	一般社団法人AD	06.05.07	34,956,000	06.05.07	有	06.05.07 06.09.30	06.05.15 06.10.15	有	適	—	
2	令和6年度 協働のまちづくり事業補助金	一般社団法人AD	06.06.17	2,000,000	06.06.17	有	07.04.30	07.05.20	有	適	—	
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

36,956,000

◆財務会計処理に係る調査

(1) 支払事務

適切に処理されている。

年度	令和5年度		予算区分	現年度予算	
会計	01_一般会計	款 07_商工費	項 01_商工費	目 03_観光費	
事業1	001_観光宣伝に要する経費				
事業2	01_観光宣伝事業経費				
節	18_負担金、補助及び交付金		細節	17_観光まちおこし事業補助金	

	(前年度)	
当初予算額	40,954,000	35,892,000
補正額	0	0
流用額	0	0
執行額	38,802,000	33,010,000

	(前年度)			
流用件数	件数	金額	件数	金額
流用元	0	0	0	0
流用先	0	0	0	0
計	0	0	0	0

No.	件名	契約の相手方	負担行為日	負担行為額	交付決定日	決定通知書	請求日	支払日	実績報告	支払事務	ファクトチェック	備考
1	令和5年度府中市観光協会育成事業補助金	一般社団法人AD	05.05.26	36,954,000	05.05.26	有 清算報告 -2,152,000	05.05.30 05.10.02 06.03.29	05.06.05 05.10.16 戻入日 06.05.28	有	適	—	
2	令和5年度 協働のまちづくり事業補助金	一般社団法人AD	05.06.20	4,000,000	05.06.20	有	06.02.20	06.03.15	有	適	—	
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

40,954,000

◆財務会計処理に係る調査

(1) 支払事務

適切に処理されている。

年度	令和6年度		予算区分	繰越明許予算		
会計	01_一般会計	款 07_商工費	項 01_商工費	目 03_観光費		
事業1	014_恋しき保存活用事業に要する経費					
事業2	71_恋しき施設整備経					
節	14_工事請負費		細節	01_営繕工事費		

※R6年度現年度予算0

	【繰越】	【繰越】(前年度)
当初予算額	49,935,000	0
補正額	0	0
流用額	-14,280,200	0
執行額	34,894,417	0

	【繰越】		【繰越】(前年度)	
流用件数	件数	金額	件数	金額
流用元	2	-14,280,200	0	0
流用先	0	0	0	0
計	2	-14,280,200	0	0

※恋しき食器、家具への流用元

No.	件名	契約の相手方	負担行為日	負担行為額	契約日	契約書(請書)	請求日	支払日	検査調書(検収)	支払事務	ファクトチェック	課内での事前協議	支払事務職員関係書類受付	備考
1	恋しき改装工事等業務	株式会社AE	06.04.01	15,070,000	05.12.25 (繰越)	契約書	06.05.31	06.06.25	有	適	※1	繰越事業	-	
2	恋しき庭改修作業	C	06.05.07	486,417	06.05.07	請書	06.05.17	06.06.10	有	適	※1	無	事後	
3	恋しき改修工事	AF株式会社	06.07.26	715,000	06.07.26	契約書	06.08.20	06.09.05	有	適	※1	無	事後	
4	恋しき1階厨房 漏水対応工事	株式会社AC	06.09.19	264,000	06.09.19	請書	06.09.30	06.10.15	有	適	※1	無	事後	
5	恋しき本館既設トイレ復旧に係る工事	株式会社AC	07.01.24	935,000	07.01.24	契約書	07.03.31	07.05.26	有	適	※1	無	事後	
6	恋しき藤の間改修工事	株式会社AC	07.03.04	9,185,000	07.03.04	契約書	07.03.31	07.05.26	有	適	※1	無	事後	
7	恋しき各所諸工事	株式会社AC	07.03.11	8,239,000	07.03.11	契約書	07.03.31	07.05.26	有	適	※1	無	事後	
8														
9														
10														

34,894,417

◆財務会計処理に係る調査

(1) 支払事務

書類上においては適切に処理されている。

(2) ヒアリングにより発覚した調査事項

支払事務者に元職員が、請書と請求書を一緒に提出し、事後で支払うよう指示された可能性があるため、その真偽を確認する目的で、事後処理が行われた可能性のある業務(※1)については、ファクトチェックを行った。当該調査業務については、課内で情報が共有されておらず、契約関係書類については、事後で支払事務職員へ渡されていた。

年度	令和5年度		予算区分	現年度予算		
会計	01_一般会計	款 07_商工費	項 01_商工費	目 03_観光費		
事業1	014_恋しき保存活用事業に要する経費					
事業2	71_恋しき施設整備経					
節	14_工事請負費		細節	01_営繕工事費		

	(前年度)	
当初予算額	92,000,000	16,500,000
補正額	-20,000,000	0
流用額	-4,576,320	-8,818,752
執行額	17,488,680	4,400,000
繰越明許	49,935,000	0

	(前年度)			
流用件数	件数	金額	件数	金額
流用元	3	-4,576,320	23	-8,818,752
流用先	0	0		
計	3	-4,576,320	23	-8,818,752

No.	件名	契約の相手方	負担行為日	負担行為額	契約日	契約書(請書)	請求日	支払日	検査調書(検収)	支払事務	ファクトチェック	課内での事前協議	支払事務職員関係書類受付	備考
1	恋しき主屋修理工事	株式会社AG	05.09.30	10,646,680	05.09.30	契約書	06.04.12	06.05.27	有	適	※1	無	事後	
2	恋しき改装工事等業務【R6年度へ繰越】	株式会社AE	05.12.25	26,400,000	05.12.25	契約書	-	(繰越)	-	適	※1	無	事後	
			06.03.27	-11,330,000	06.03.27	減額変更								
			06.03.27	-15,070,000	06.03.27	工期延長(繰越)								
3	恋しき改修工事	株式会社AC	06.02.20	6,270,000	06.02.20	契約書	06.05.21	06.05.27	有	適	※1	無	事後	
4	恋しき1階厨房 漏水対応工事	有限会社AH	06.03.01	572,000	06.03.01	契約書	06.03.28	06.04.25	有	適	※1	無	事後	
5														
6														
7														
8														
9														
10														

17,488,680

◆財務会計処理に係る調査

(1) 支払事務

書類上においては適切に処理されている。

(2) ヒアリングにより発覚した調査事項

支払事務者に元職員が、請書と請求書を一緒に提出し、事後で支払うよう指示された可能性があるため、その真偽を確認する目的で、事後処理が行われた可能性のある業務(※1)については、ファクトチェックを行った。当該調査業務については、課内で情報が共有されておらず、契約関係書類については、事後で支払事務職員へ渡されていた。

指摘事項（会計課①）

No. 1 食の魅力発信事業業務委託料（R6）

恋しき施設活用企画PR事業

《会計課照会①》

- I 委託業務に係る支払事務において、検査調書（又は検収）が必要かどうか。また、そのことを職員に周知する資料、根拠規定は何か。
- II 委託業務に係る支払事務において、履行が全て完了する前に全額を支払うことは可能か。また、そのことを職員に周知する資料、根拠規定は何か。

《会計課回答①》

- ・ 50万円を超える支払のため、検査調書の添付を必要としているが、契約書に記載の支払月が履行期間中であったため未確認。
- ・ 委託業務の契約については個別の規定がないため、契約規則が適用されるが従来から委託料の検査検収を必須としていなかった。
- ・ 地方自治法施行令第163条第2号に基づき支払い可能

会計課照会①-I

【支払事務の概要】

- 本委託業務の支払いは、契約金額を2分し、6月と12月に前払いするものとなっており（契約書第6条）、同契約条項に基づき、それぞれの月に受託者に支払われている。
- 府中市会計事務手引きには、契約金額が50万円を超える場合は、検査調書を作成することとしているが、支払月が履行期間中であったため添付されていない。
- 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するため必要な監督又は検査をしなければならない（地方自治法第234条の2第1項）。
- 各自治体においては、原則的にその重要性を鑑み完了を行ったことを証するために書面で検査調書を作成することとなっているが、一定額以下の契約に係る検査調書の作成を省略できることが定められている。

地方自治法

（契約の履行の確保）

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

【指摘事項】

一定額未満の契約においては、検査調書を省略できるものであって検査・検収を省略できるものではない。契約の適正な履行を確保するためには、契約金額の多寡にかかわらず検査・検収は必要である。

そのため、全額が前払い金による支払いであっても、業務完了時の検査・検収の指針等を職員に示すことが望ましいと考える。

会計課照会①－Ⅱ

【支払事務の概要】

- 本委託業務の支払いは、契約金額を2分し、6月と12月に前払いするものとなっており（契約書第6条）、同契約条項に基づき、それぞれの月に受託者に支払われている。
- 地方自治法第232条の4、同法第232条の5、地方自治法施行令第163条では、原則として支出負担行為が法令又は予算に違反しておらず、かつその債務が確定していることを確認した上でなければ支出できないが、下記の場合は前金払いができる旨の規定がある。
 - ① 補助金、負担金、交付金及び委託費
 - ② 前金で支出しなければ契約しがたい、請負・買入・又は借入に要する経費
 - ③ その他、経費の性質上、前金をもって支払いをしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で地方公共団体の規則で定めるもの

地方自治法

（支出の方法）

第232条の4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

第232条の5 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれを行うことができる。

地方自治法施行令

（前金払）

第163条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- (1) 官公署に対して支払う経費
- (2) 補助金、負担金、交付金及び委託費
- (3) 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費
- (4) 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料
- (5) 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
- (6) 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
- (7) 運賃
- (8) 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

【指摘事項】

当該業務は委託業務であるため、前払金自体は違法とは考えられないが、業務が完了し履行の確認を行った後の支払いが原則的取扱いであり、一般論としても、受託者が業務完了前に破産するなど、履行不履行となることもあり得るため、委託業務の完了前に過大な前払金を支払うリスクは高い。

そのため、一定の場合に前払金による支払いを許容するのであれば、市としての指針等を職員に示すことが望ましいと考える。

指摘事項（会計課②）

No.2 食の魅力発信事業業務委託料（R5）

知事市長会談懇親会・生産者交流事業 外4件

《会計課照会②》

- ・ 委託業務に係る支払事務において、検収印をもって検査検収とみなすことができるか。できる場合は何人必要か。また、そのことを職員に周知する資料、根拠規定は何か。

《会計課回答②》

- ・ 契約事務の手引き 3_随意契約に係る事務処理手順（13）提出書類_表1を準用し、50万円以下の支払いは検査・検収を必須としていない。（10万円超50万円以下について、検査調書でなく検収印で可）
- ・ 検査員の人数についても明確なものはない。

会計課照会②

【支払事務の概要】

- 本委託業務については、契約金額が 50 万円以下であるため、検査調書の作成を省略し、検収印で対応されている。
- 府中市契約事務の手引きでは、府中市契約規則第 28 条に規定する額（当時、業務については 50 万円）以下のものについては、検査調書を省略し、検収印で対応可としている。
- 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するため必要な監督又は検査をしなければならない（地方自治法第 234 条の 2 第 1 項）。
- 各自治体においては、原則的にその重要性を鑑み完了を行ったことを証するために書面で検査調書を作成することとなっているが、一定額以下の契約に係る検査調書の作成を省略できることが定められている。

地方自治法

（契約の履行の確保）

第 234 条の 2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

府中市契約規則

（検査職員の職務）

第 52 条 検査職員は、請負契約に係る給付の完了の確認を行うに当たっては、必要に応じて当該契約に係る監督職員の立会いを求めるとともに、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は、請負契約以外の契約に係る給付の完了の確認を行うに当たっては、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

【指摘事項】

一定額未満の契約においては、検査調書を省略できるものであって検査・検収を省略できるものではない。契約の適正な履行を確保するためには、契約金額の多寡にかかわらず検査・検収は必要である。

事務処理の効率化を図るために、検査調書の作成を省略したものであり、担当職員が検査・検収を行っていないものではない。手引き等においても、誤解を招くことのないよう職員へ検査・検収の徹底を図ることが望ましいと考える。また、監督職員と検査職員の兼職禁止（府中市契約規則第 54 条）についても併せて徹底を図ることが望ましいと考える。

指摘事項（会計課③）

No. 7 恋しき保存活用事業_消耗品（R6）

そ恋しき食器購入

《会計課照会③》

- ・ 物品管理規則第3条に規定する「1品又は1組につき3万円以上のもの」について、「品」と「組」の区分けの基準があるか。また、そのことを職員に周知する資料等あるか。

例として、次のものは「組」として備品として扱うのか、それともそれぞれを「品」として扱うのか。

（例）イス（単価 20,000 円）×4脚、机（単価 25,000 円）×1台の応接セット
大皿（単価 10,000 円）×5枚、小皿（単価 5,000 円）×10枚の備前焼セット

《会計課回答③》

- ・ 「品」と「組」の区別を示した資料はない。
組み合わせて使用することを想定したもの（例：コーヒーカップとソーサー等）を「組」、皿等を「品」と考えている。

会計課照会 3

【支払事務の概要】

- 1品は少額であるものの、大量に購入し1回の支払額が3万円を超えるものを消耗品費で購入している。(果実盆：@3,300円×20個、小鉢用白木蓋：@2,640円×30個)
- 府中市物品管理規則第3条において、「その形状を変えることなく、長期間継続して使用できるもので、その取得価格が1品又は1組につき3万円以上のもの。」を備品ということが定められてる。
- 府中市において、「品」と「組」の区別を示した資料等はない。

府中市物品管理規則

(物品の分類)

第3条 物品は、次に掲げる区分により分類しなければならない。

- (1) 備品 その性質又は形状を変えることなく、比較的長期間(概ね3年以上)継続して使用できるもので、かつ、その取得価格が1品又は1組につき3万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のもの。ただし、取得価格が不明なもの、特殊な条件において取得したもの、受託を受け、又は借用したもの等にあつては、市場価格を基礎として評価した価格(以下「評価価格」という。)とする。
- (2) 消耗品 1回又は短期間の使用により消耗するもの又は短期間で消耗することはないがその性質上長期間使用することに適さないもの及び備品に類似のものであるが備品とはされないもので取得価格又は評価価格が3万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のもの

【指摘事項】

物品購入において、「組」を定義が不明確な場合、分割購入などにより、本来競争入札が必要な金額を低く抑え、随意契約を不正に利用される可能性がある。

そのため、「組」の定義も含め、物品購入及び管理の適正な運用を職員に示すことが望ましいと考える。

なお、不適切な分割発注は、以下の法令に基づき違法と判断される可能性がある。ので留意されたい。

地方自治法

(財務会計の適正性)

第233条 地方公共団体は予算執行を適正に行い、収入支出の透明性を確保する義務がある。分割購入によって審査基準を回避した場合、この条項に反するとみなされる可能性がある。

(契約の締結)

第234条 契約は原則として競争入札で行うべきであるが、分割購入によって競争入札の要件を不正に回避し、随意契約を行うことは法令違反となる可能性がある。

会計法

(契約の締結方法)

第34条 本来競争入札が必要な物品購入を分割して随意契約に誘導することは、不正行為とみなされる可能性がある。

指摘事項（会計課④）

No.12 恋しき施設管理運営委託料（R6、R5）

恋しき施設管理運営業務委託

《会計課照会④》・・・会計課照会①に同じ

- ・ 委託業務に係る支払事務において、検査調書（又は検収）が必要かどうか。また、そのことを職員に周知する資料、根拠規定は何か。
- ・ 委託業務に係る支払事務において、履行が全て完了する前に全額を支払うことは可能か。また、そのことを職員に周知する資料、根拠規定は何か。

《会計課回答④》・・・会計課照会①に同じ

- ・ 50万円を超える支払のため、検査調書の添付を必要としているが、契約書に記載の支払月が履行期間中であったため未確認。
- ・ 委託業務の契約については個別の規定がないため、契約規則が適用されるが従来から委託料の検査検収を必須としていなかった。
- ・ 地方自治法施行令第163条第2号に基づき支払い可能

会計課照会④・・・会計課照会①に同じ

【支払事務の概要】

- 本委託業務の支払いは、契約金額を2分し、前払いするものとなっており（契約書第4条）、同契約条項に基づき、それぞれの月に受託者に支払われている。
- 府中市会計事務手引きには、契約金額が50万円を超える場合は、検査調書を作成することとしているが、支払月が履行期間中であったため添付されていない。
- 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するため必要な監督又は検査をしなければならない（地方自治法第234条の2第1項）。
- 各自治体においては、原則的にその重要性を鑑み完了を行ったことを証するために書面で検査調書を作成することとなっているが、一定額以下の契約に係る検査調書の作成を省略できることが定められている。

地方自治法

（契約の履行の確保）

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

【指摘事項】

一定額未満の契約においては、検査調書を省略できるものであって検査・検収を省略できるものではない。契約の適正な履行を確保するためには、契約金額の多寡にかかわらず検査・検収は必要である。

そのため、全額が前払い金による支払いであっても、業務完了時の検査・検収の指針等を職員に示すことが望ましいと考える。

会計課照会④

【支払事務の概要】

- 本委託業務の支払いは、契約金額を2分し、6月と12月に前払いするものとなっており（契約書第6条）、同契約条項に基づき、それぞれの月に受託者に支払われている。
- 地方自治法第232条の4、同条第232条の5、地方自治法施行令第163条では、原則として支出負担行為が法令又は予算に違反しておらず、かつその債務が確定していることを確認した上でなければ支出できないが、下記の場合は前金払いができる旨の規定がある。
 - ① 補助金、負担金、交付金及び委託費
 - ② 前金で支出しなければ契約しがたい、請負・買入・又は借入に要する経費
 - ③ その他、経費の性質上、前金をもって支払いをしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で地方公共団体の規則で定めるもの

地方自治法

（支出の方法）

第232条の4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

第232条の5 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれを行うことができる。

地方自治法施行令

（前金払）

第163条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- (1) 官公署に対して支払う経費
- (2) 補助金、負担金、交付金及び委託費
- (3) 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費
- (4) 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料
- (5) 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
- (6) 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
- (7) 運賃
- (8) 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

【指摘事項】

当該業務は委託業務であるため、前払金自体は違法とは考えられないが、業務が完了し履行の確認を行った後の支払いが原則的取扱いであり、一般論としても、受託者が業務完了前に破産するなど、履行不履行となることもあり得るため、委託業務の完了前に過大な前払金を支払うリスクは高い。

そのため、一定の場合に前払金による支払いを許容するのであれば、市としての指針等を職員に示すことが望ましいと考える。

指摘事項（人事課①）

No. 1 恋しき保存活用事業_旅費（R6）

週休日等の料理人送迎に係る旅費

《人事課照会①》

- I 週休日等にかかる出張の取扱いについて、往路復路どちらかのみを送迎した場合の取扱いはどうか。
- II 他の業務においても、当該取扱いが適用されるのか。

《人事課回答①》

- ・ 週休日の出張の取扱いに際して、料理人の送迎（食材や調理器具の運送含む）を必要な公務として、旅行を承認しており、往復を前提としているところ。（料理人の同乗が何らかの理由で片道のみとなる場合においては、送迎を公務としているという観点から、料理人の同乗のない区間は「公務上の旅行」とならない。）
- ・ 送迎者及び送迎方法が同一であるという前提で、他の業務において、当該取扱いは適用できる。

人事課照会①

【支払事務の概要】

- 恋しきの料亭運営に係る料理人の送迎について、旅費の特例を適用し、元職員が送迎を行った場合に旅費を支給している。
- 料亭運営は、貸館事業の一つであるが、政策的判断として、元職員が料理人を送迎することとなっている。
- 元職員が料理人を送迎できない場合には、料理人は公共交通（JR、高速バス）を利用し、その交通費については、貸館事業者が料理人に交通費を支給している。
- 元職員が料理人を送迎できない場合には、恋しきー公共機関発着点（駅）までのタクシー代を市はタクシー事業者へ支払っている。

府中市旅費条例

（車賃）

第8条 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ別表第1の定額によりこれを支給する。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第5条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

（実費支給）

第15条 旅行の任務の状況により定額の鉄道賃、船賃、車賃で支給しがたいときは、第6条から第8条までの規定にかかわらず実費を支給する。

（その他の旅費）

第21条 この条例に規定するもののほか、職員又は職員以外の者を市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、任命権者が市長に協議して定める額を旅費等として支給する。

【指摘事項】

恋しき料亭の営業日数は、元職員の旅行回議書報告書による送迎日数と貸館事業者が料理人の請求に基づき支払った日数の合計と一致するものですが、実際の合計が一致していない。

そのため、旅費に関する支出について精査されたい（往路復路どちらかのみを送迎した場合も含む）。